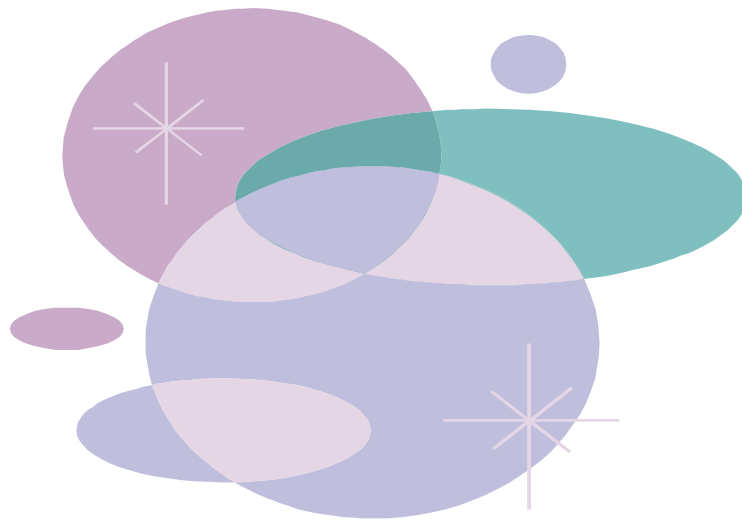


【素案】 H18.12.22
施策推進協議会資料

栃木県障害福祉計画（第一期計画）

とちぎ障害者プラン21 《実施計画》

2006～2008



平成19年 月
栃 木 県

目次

第1章 基本理念等

1. 目的及び趣旨	1
2. 計画期間	2
3. 点検及び評価、見直しの時期	2
4. 基本的理念	3
5. 基本的方向	3
6. 区域の設定	4
7. 障害福祉サービスの体系	6

第2章 障害福祉サービスの現状

1. 手帳交付者数の推移	7
2. とちぎ障害者プラン21における整備目標及び進捗状況	8
3. 全国的に見た栃木県の障害福祉サービス利用状況	9

第3章 平成23年度の目標値

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	10
2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行	12
3. 福祉施設から一般就労への移行等	13

第4章 各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込み、その見込量確保のための方策

1. 必要な量の見込み	15
2. 見込量確保のための方策	24

第5章 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

1. 入所施設の定員総数	25
--------------	----

第6章 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保並びに

資質の向上のために講じる措置

1. 障害者ケアマネジメントの充実・強化	26
2. サービス管理責任者研修の実施	27
3. 訪問系サービスの研修体系の再編	28

第7章 栃木県の地域生活支援事業の実施に関する事項

1. 障害者相談支援アドバイザー事業	29
2. 障害者就業・生活支援センター事業	30
3. 発達障害者支援センター「ふぉーゆう」運営事業	31
4. 高次脳機能障害支援普及事業	32
5. 精神障害者退院促進支援事業	33
6. 在宅重症心身障害児者への支援	33
7. 障害者の社会参加の促進	34
8. 各種の養成・研修事業	34

【参考資料】

障害福祉サービス利用の実態把握調査の集計結果	35
新体系移行希望アンケート調査結果の概要	40
栃木県施策推進協議会（委員名簿、開催結果）	44
とちぎ障害者プラン21 改正点	45
基本指針	46
計画作成の経緯	59

第1章 基本理念等

1. 目的及び趣旨

障害保健福祉施策の抜本的な改革を行うための障害者自立支援法が平成18年4月に施行されました。

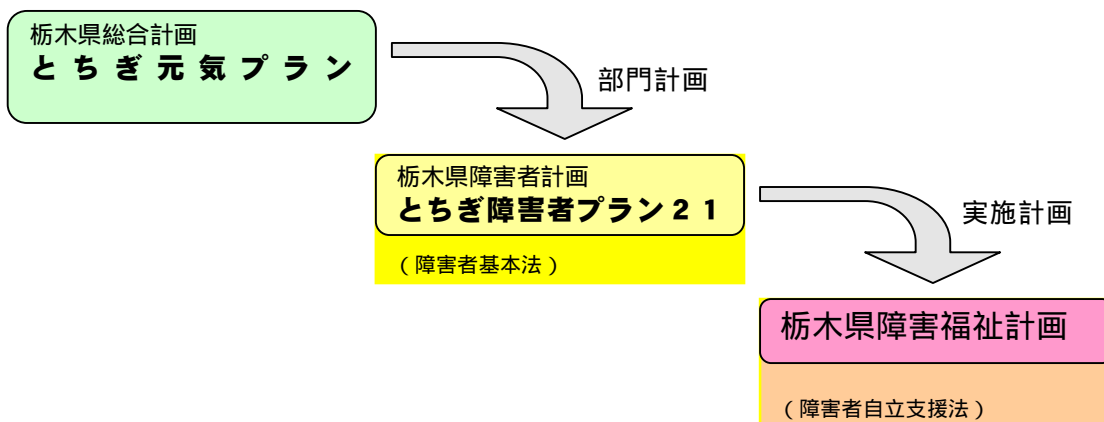
本計画は、障害者自立支援法に定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図り、円滑な新制度の実施を確保しようとするものです。

本計画は、社会福祉法第108条に基づく栃木県地域福祉支援計画と連携を図るとともに、障害者等の施策全般にわたる基本的な事項として障害者基本法第9条第2項に基づき平成15年3月に作成した「とちぎ障害者プラン21（栃木県障害者計画）」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する3年間の実施計画として位置付けるものです。

〔 本計画の作成に合わせ、「とちぎ障害者プラン21」は計画終期を平成19年度から平成20年度とするなど、参考資料(P45)のとおり一部所要の改正を行います。 〕

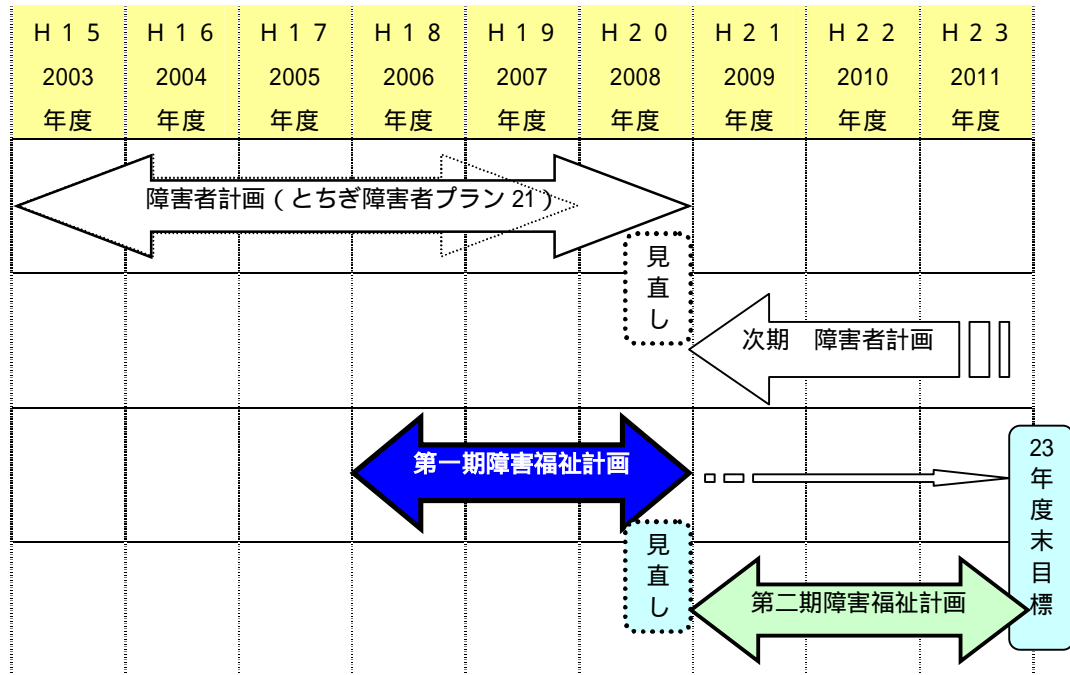
根拠法令：障害者自立支援法第89条第1項

第89条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。



2. 計画期間

現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向け、新たな課題である「地域移行」と「就労移行」に関する数値目標を設定した上で、そこに至る中間段階の位置付けとして平成18年度から平成20年度までの3年間に計画期間とします。



3. 点検及び評価、見直しの時期

各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行などについて達成状況を点検・評価し、この結果に基づき所要の対策を実施します。

本計画に関して必要な見直しを平成20年度末までに行い、次期障害福祉計画を平成21年度から平成23年度までの3年間に期間として作成します。

4 . 基本的理念

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 実施主体の市町への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図ります。

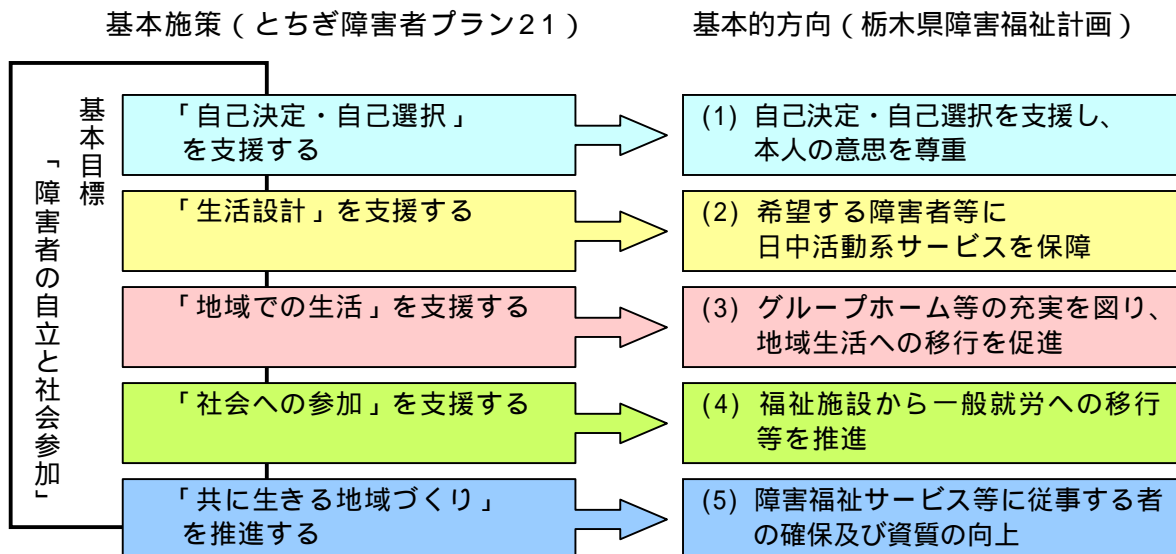
さらに、市町への適切な支援等を通じて障害福祉サービスの市町間の格差是正を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりや、ボランティア等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

5 . 基本的方向

「とちぎ障害者プラン21」で定めた基本目標及び5つの基本施策を受け、本計画では次のとおり基本的方向を定めます。



6. 区域の設定

サービスの提供体制の計画的な整備を図るための区域を、「とちぎ障害者プラン21」に定めた圏域を基本に次のとおり設定します。

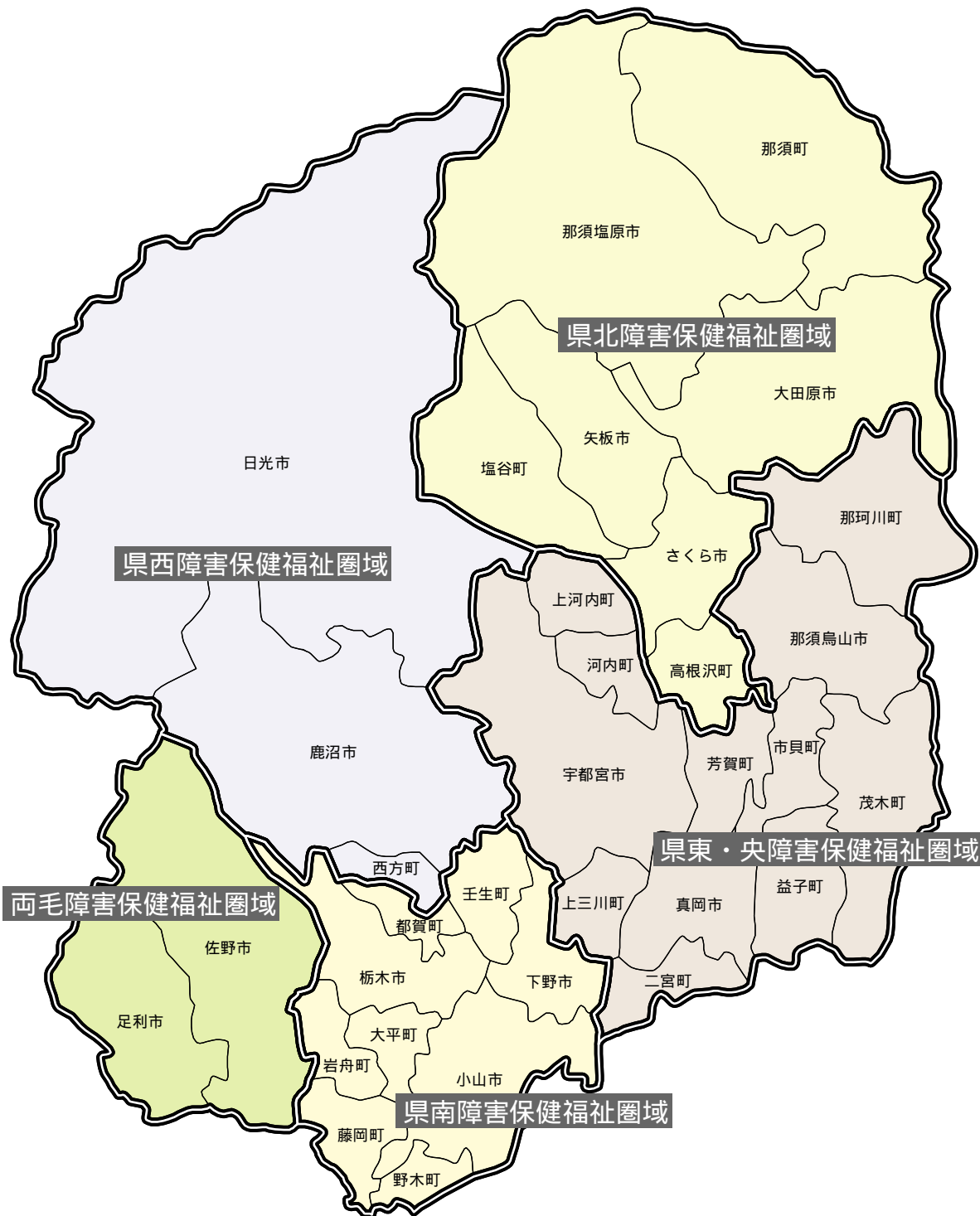
障害保健福祉圏域

圏 域 名	市 町 名	圏域別人口(人)
県西圏域	日光市、鹿沼市、西方町	206,055
県東・央圏域	宇都宮市、真岡市、那須烏山市、上三川町、上河内町、河内町、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町	737,937
県南圏域	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町	449,742
県北圏域	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、高根沢町、那須町	344,007
両毛圏域	足利市、佐野市	287,287
合 計		2,025,028

圏域別人口は、H17.9.30又はH17.10.1現在の住民基本台帳情報（外国人登録者を含む）の総人口（合併している場合は旧市町村の合計値）として市町から報告のあった数値を集計したもの。

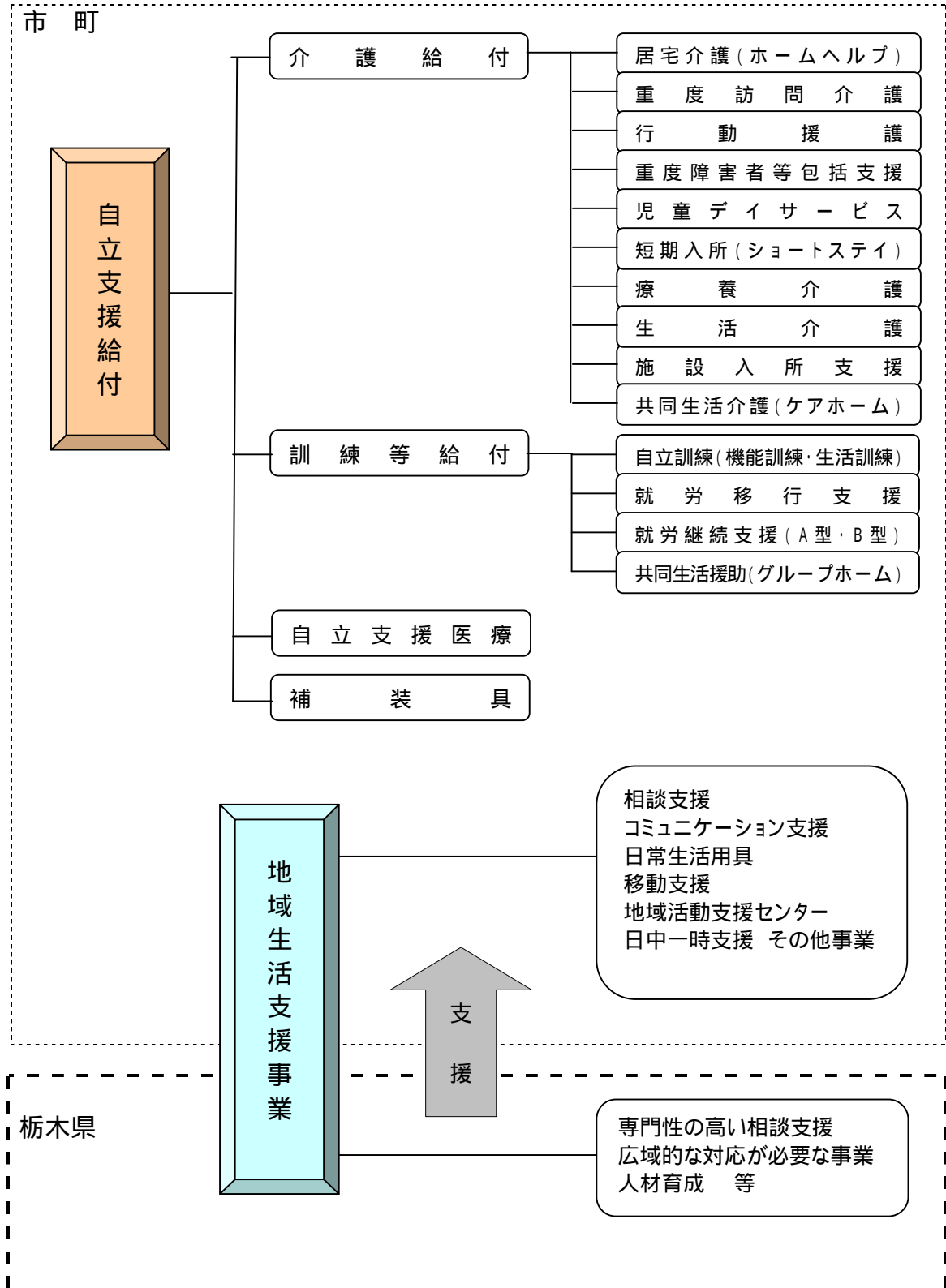
栃木県障害保健福祉圏域図

平成18年4月1日現在



7. 障害福祉サービスの体系

障害福祉サービスの体系



第2章 障害福祉サービスの現状

1. 手帳交付者数の推移

手帳交付者数で見ると、身体障害者はほぼ横ばいですが、知的障害者は平成13年から18年の5年間で約1.2倍、精神障害者は同じ5年間で約2.6倍と増加傾向にあります。

手帳交付者数の推移

各年4月1日現在（単位：人）

年	身体障害者 手帳交付者数	知的障害者 療育手帳交付者数	精神障害者 保健福祉手帳交付数
平成13年	65,085	8,605	2,079
平成14年	65,608	9,054	2,554
平成15年	65,767	9,468	3,249
平成16年	63,875	9,888	4,160
平成17年	62,529	10,319	4,458
平成18年	63,496	10,748	5,421

2. とちぎ障害者プラン 21 における整備目標及び進捗状況

平成15年3月に策定した「とちぎ障害者プラン21」では、平成15年度から開始された支援費制度を前提に、平成19年度までの施設及びサービスの整備目標を定めています。

この整備目標は、障害者のサービス利用にかかるニーズ調査や近年の利用状況から設定したもので、障害者の需要に応えサービス供給するための達成目標と位置づけるとともに、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画期間内に見直すこととしています。

この整備目標に対する平成17年度までの実績値は次表のとおりで、全般的に着実に進捗している上、ホームヘルプサービスなどは支援費制度導入により大幅に増加し拡充が図られています。

とちぎ障害者プラン 21 における整備目標は、本計画の作成に伴い、本計画で定める各種サービス見込量等に見直します。

とちぎ障害者プラン 21 における施設及びサービスの整備目標、実績

区 分	単位	基 準 値 13年度	実 績 値					目 標 値 19年度
			14年度	15年度	16年度	17年度		
身体障害者相談支援事業	箇所	6	8	10	14	14	12	
障害児・知的障害者相談支援事業	箇所	5	7	10	14	14	12	
精神障害者地域生活支援センター	箇所	8	8	11	11	11	18	
障害児通園（児童デイサービス）事業	人分	235	265	319	339	354	430	
重症心身障害児（者）通園事業	人分	15	20	35	35	35	50	
ホームヘルプサービス （児童・身障・知障・精神）	時間 /年	84,004	90,010	98,779	200,980	282,687	200,000	
デイサービス （身障・知障）	人分	346	376	546	578	576	649	
短期入所 事業	泊を伴うもの （児・身・知・精）	人分	184	211	295	399	409	298
	日中預かり （児・知）	人分	197	225	204	240	287	278
グループホーム （知障・精神）	人分	339	397	473	569	712	730	
福祉ホーム （身障・知障・精神）	人分	109	139	189	219	239	429	
知的障害者通勤寮	人分	90	90	90	90	90	130	
通所授産施設・作業所 （身障・知障・精神）	人分	1,967	2,036	2,256	2,305	2,482	2,842	
精神障害者生活訓練施設 （援護寮）	人分	167	187	207	207	207	307	
精神科デイケア	人分	480	510	640	660	840	890	

3. 全国的に見た栃木県の障害福祉サービス利用状況

厚生労働省が全国の市町村を対象に平成16年10月分の障害福祉サービス利用実績を調査しました。結果概要は【参考資料】障害福祉サービス利用の実態把握調査の集計結果（P35）のとおりですが、その概況は次とおりです。

サービスの実施状況（自治体の実施率：実施している自治体の割合） P36参照

【ホームヘルプサービス】

- ・全国的には身体障害者以外の障害者については未実施の自治体が多い傾向にありますが、栃木県では全体的に未実施の自治体が少なくなっています。

【通所施設（更生・授産）】

- ・身体障害者に比べ知的障害者では実施率が大幅に高くなっています。この傾向は全国、栃木県ともに同じです。

【デイサービス】

- ・全国的には約半数の自治体で実施していますが、栃木県では実施率が高く未実施の自治体は少なくなっています。

【ショートステイ】

- ・全国に比べ栃木県の実施率は高くなっていますが、精神障害者の実施率は低い傾向は同じです。

【グループホーム】

- ・全国に比べ栃木県の実施率は高くなっていますが、知的障害者に比べ精神障害者の実施率が低い傾向は同じです。

サービスの利用者数 P37～P39参照

【居宅系サービス】

- ・居宅系サービス（ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ・グループホーム・通所施設）を利用しながら地域で暮らしている障害者数の全国平均は、人口10万人当たり207人で、また、西高東低の傾向があります。
- ・栃木県は関東近県では一番多く全国平均を超えています。

【ホームヘルプサービス】

- ・ホームヘルプサービスだけを見た場合、利用者数は全国平均で人口10万人当たり84人となっています。栃木県は全国平均より大幅に少なく、この傾向は北関東・東北地方で同様です。

【入所施設】

- ・入所施設の利用者数は全国平均では人口10万人当たり111人ですが、北海道や日本海側の各県、九州・沖縄地方が高い傾向にあります。
- ・栃木県の人口に対する入所施設の利用数は、全国平均とほぼ同じです。

第3章 平成23年度の目標値

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

栃木県では、障害者自立支援法で新たに導入される自立訓練等のサービスを、障害者本人の心身の状態や地域生活等に対する意欲に合わせ適切かつ効果的に提供することを促進し、施設から地域生活への移行¹を進めます。

地域生活への移行を進める観点から、長期の入所が常態化している施設²に入所している障害者のうち、自立訓練等を利用し、平成23年度末までにグループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の目標値を次のとおり定めます。

本目標の達成に向けて、地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進を図ります。

1 地域生活への移行とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移したものとします。

2 長期の入所が常態化している施設とは、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設の各入所施設を指します。

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する数値目標

項 目		数 値	考 え 方
H17.10.1現在 入所者数 (A)		2,758人	「長期の入所が常態化している施設」の定員総数
H 23 年 度 【 目 標 値 】	地域生活移行者数 (H23末までの累計)	410人	「長期の入所が常態化している施設」から地域生活へ移行した者の数 (A)の約15%
	入所者数 (B)	2,488人	「長期の入所が常態化している施設」から移行した障害者支援施設の定員総数
	削減数 (A-B)	270人	H23年度末段階での削減見込数 (A)の約10%

第5章 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数(P25)参照

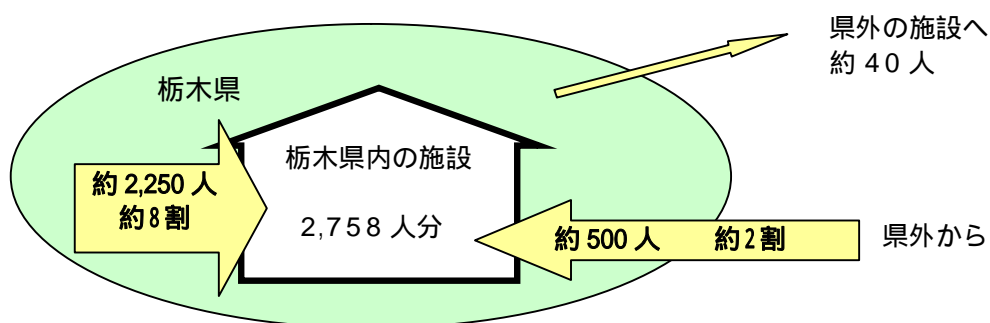
(参考) 栃木県内出身者で見た場合

項 目	数 値	考 え 方
H17.10.1現在 全入所者数 (C)	2,499人	全施設 ³ 入所者数
うち長期の入所が常態化している施設の利用者数 (D)	2,296人	
H 23 年 度	地域生活移行者数 (H23末までの累計)	340人 (D)の約15%
	施設入所支援利用者数 (E)	2,313人 H23サービス見込量(P16参照)
	削減数 (C-E)	186人

3 全施設とは、長期の入所が常態化している施設に加え、身体障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設を指します。

コラム 入所施設には県外出身の方が約2割

栃木県内には、長期入所が常態化している施設だけで 2,758 人分の施設があり、ほぼ定員一杯の利用がされています。
 一方、栃木県内出身者でそのような施設を利用している方は 2,296 人となっていますが、そのうち県外施設の利用は約 40 人と僅かです。
 これらのことから、栃木県内の入所施設の約2割(約 500 人)は県外出身の方が利用されていることになります。



2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）が地域生活へ移行することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込む前提として、平成23年度末までの退院可能精神障害者の減少目標を次のとおり設定します。

各精神科病院に対し、本県における退院可能精神障害者数の減少目標値の周知に努めるとともに、この実現に向けた協力を要請します。

本目標の達成に向けて、地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進を図ります。

入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する数値目標

項 目	数 値	考 え 方
退院可能精神障害者数	800人	
H23年度【目標値】 減少数	670人	上記のうち、H23年度末までの減少目標数

3. 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

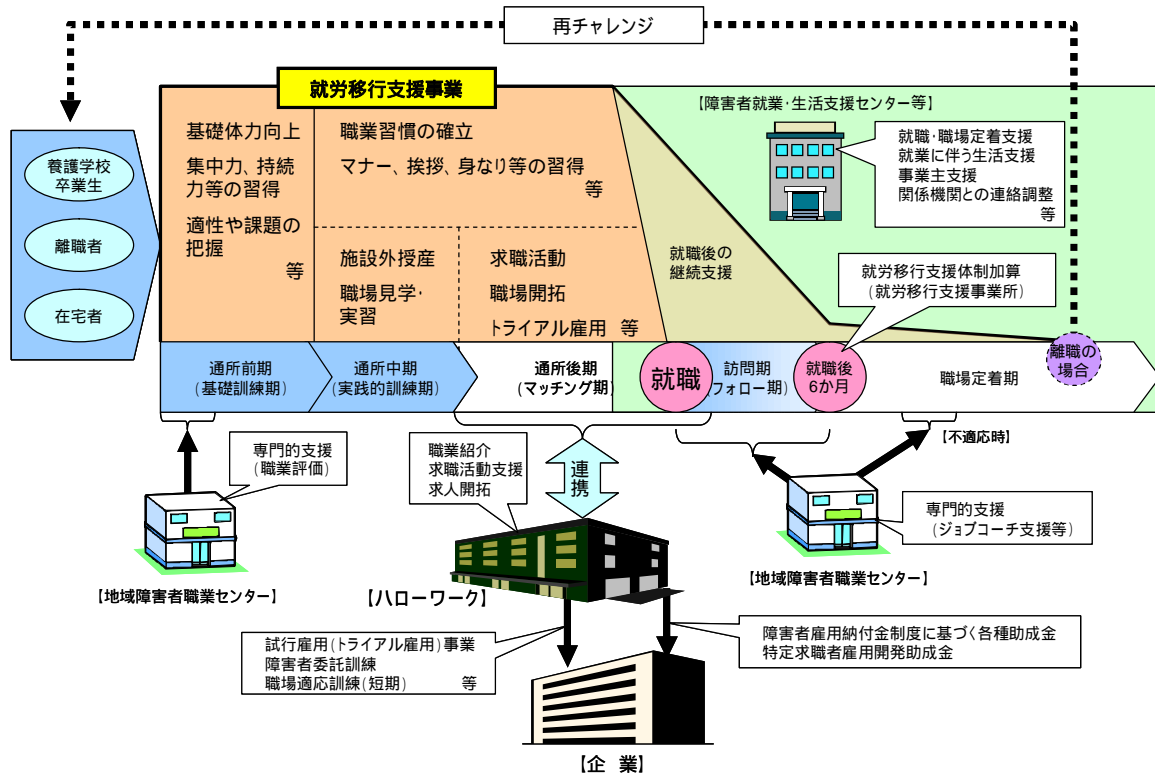
一般就労への移行にあたっては、就労の場の確保が特に課題であることから、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークの強化充実に努めます。

平成23年度時点における就労支援関連の目標値を次のとおり設定し、栃木労働局及び県商工労働観光部と連携を図りながら、障害者の就労支援に向けて障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組みます。

福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標

項目		数値	考 え 方
H 23 年 度 【 目 標 値 】	就労移行支援事業の利用者数	620人	市町障害福祉計画で定める就労移行支援事業の見込量とします。 (第4章1.必要な量の見込み：就労移行支援見込量/22日)
	公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	120件	公共職業安定所との円滑な連携を促し、H23年度において、就労移行支援事業利用者の2割以上が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを目指します。
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	36人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要とする者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講できることを目指します。
	障害者試行雇用事業の開始者数	60人	障害者試行雇用事業(障害者雇用の経験の無い事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深め、障害者雇用に取り組むきっかけ作りを行う事業)を必要とする者が活用できるようにすることを目指します。
	職場適応援助者による支援の対象者数	60人	福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要とする者が職場適応援助者による支援を受けられることを目指します。
	障害者就業・生活支援センター事業	支援対象者数	120人
設置か所数		5か所	

就労移行支援事業と労働施策の連携



障害者就労関係ワーキング

【概要】

障害者の雇用拡大及び一体的な事業推進を図るため、県及び国（労働局）の就労支援関係者による情報交換、課題の検討などを行うためのワーキングを設置する。

【実施主体】

栃木県

【構成メンバー】

栃木県（障害福祉課、労政課、職業能力開発課、発達障害者支援センター）、栃木県教育委員会（特別支援教育室）、栃木労働局

必要に応じ養護学校教員、施設職員、市町村職員等の参加

【内容】

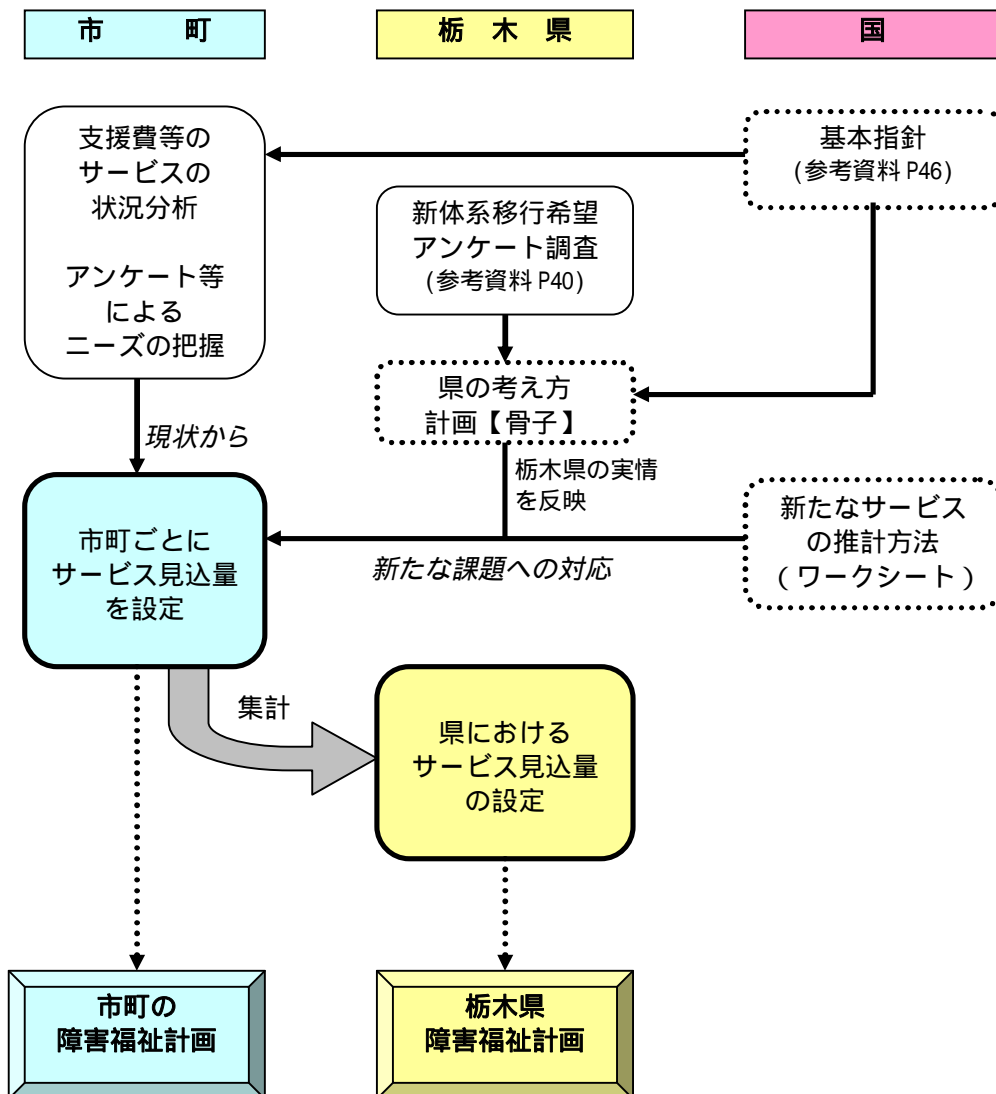
- ・各関係機関の取組状況及び課題の共有
- ・一体的な事業推進の検討
- ・障害福祉計画数値目標の検討 等

第4章 各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込み、その見込量確保のための方策

1. 必要な量の見込み

計画期間の各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込量を次のとおり定めます。

本目標値は、国が示した基本指針等を踏まえるとともに地域の実情に即したものとして、栃木県と市町が連携を図りながら一体となって設定したものです。

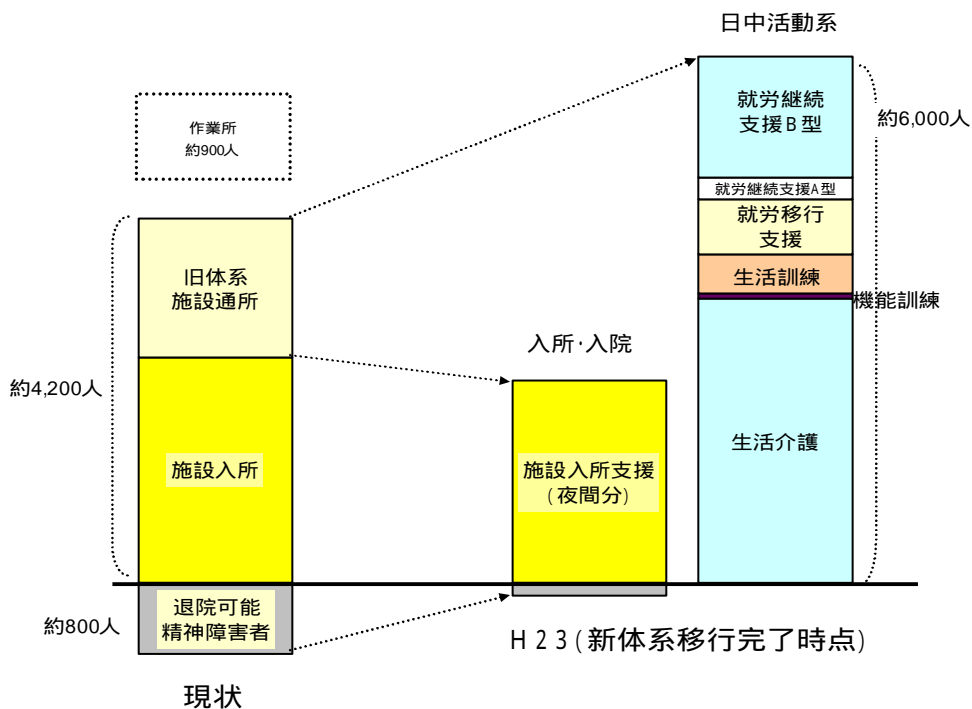


指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとのサービス見込量（月間量）

NO.	サービス名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
1	居宅介護					
2	重度訪問介護	時間	23,135	26,649	30,787	45,559
3	行動援護					
4	重度障害者等包括支援					
5	生活介護					
6	自立訓練（機能訓練）	人日	374	968	1,276	1,562
7	自立訓練（生活訓練）	人日	2,134	5,104	6,864	9,702
8	就労移行支援	人日	4,092	8,844	10,560	13,706
9	就労継続支援A型	人日	396	704	1,716	5,258
10	就労継続支援B型	人日	3,410	6,754	12,298	30,602
11	療養介護	人	14	14	17	121
12	児童デイサービス	人日	6,350	6,838	7,396	8,872
13	短期入所	人日	4,323	4,958	5,673	8,290
14	共同生活援助	人	665	768	974	1,451
15	共同生活介護					
16	施設入所支援	人	2,559	2,588	2,541	2,313
17	相談支援（サービス利用計画作成）	人	343	423	501	737

旧法指定施設の入所施設も含む。

施設系サービス利用者数の変化(概要)



指定障害福祉サービス及び指定相談支援サービス量の見込み(市町別) (月間量)

圏域名	市町村名	訪問系(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)				生活介護			
		H18年度 時間	H19年度 時間	H20年度 時間	H23年度 時間	H18年度 人日	H19年度 人日	H20年度 人日	H23年度 人日
県西圏域	鹿沼市	473	599	883	2,019	1,210	2,354	2,970	3,674
	日光市	644	766	950	1,711	1,474	2,662	3,366	4,510
	西方町	20	20	20	30	66	132	176	242
	圏域計	1,137	1,385	1,853	3,760	2,750	5,148	6,512	8,426
県東・央圏域	宇都宮市	8,602	10,230	12,135	18,479	3,586	6,622	8,382	10,538
	真岡市	425	492	603	969	484	968	1,276	1,716
	那須烏山市	99	119	143	246	330	660	836	1,034
	上三川町	251	262	294	382	330	638	814	1,144
	上河内町	110	119	123	127	44	88	110	110
	河内町	202	232	268	479	352	616	792	1,056
	二宮町	150	170	200	230	220	330	418	594
	益子町	313	344	378	503	352	572	682	792
	茂木町	237	270	302	421	242	506	660	880
	市貝町	136	156	179	272	242	396	506	686
	芳賀町	229	297	387	515	220	352	462	572
	那珂川町	320	396	459	687	264	528	682	946
	圏域計	11,074	13,087	15,470	23,311	6,666	12,276	15,620	20,068
県南圏域	栃木市	1,228	1,359	1,464	1,661	902	1,936	2,486	3,146
	小山市	1,900	2,170	2,500	3,800	1,386	2,772	3,586	4,774
	下野市	405	449	493	603	880	1,430	1,804	2,596
	壬生町	520	600	680	1,000	506	858	1,056	1,276
	野木町	420	430	410	440	198	484	616	770
	大平町	190	210	230	290	462	792	968	1,276
	藤岡町	310	395	465	612	264	484	616	792
	岩舟町	352	395	408	473	352	682	880	1,166
	都賀町	110	130	150	200	132	286	374	506
	圏域計	5,435	6,138	6,800	9,079	5,082	9,724	12,386	16,302
県北圏域	大田原市	474	521	569	853	1,210	2,002	2,552	3,344
	矢板市	260	273	286	320	264	506	616	814
	那須塩原市	933	1,025	1,141	1,537	1,078	2,002	2,508	3,146
	さくら市	200	200	230	320	440	924	1,254	1,870
	塩谷町	100	130	170	385	286	484	616	880
	高根沢町	329	334	357	424	330	660	858	1,166
	那須町	231	221	215	223	418	682	858	1,100
	圏域計	2,527	2,704	2,968	4,062	4,026	7,260	9,262	12,320
両毛圏域	足利市	1,384	1,603	1,737	2,640	1,848	3,190	3,476	8,404
	佐野市	1,578	1,732	1,958	2,708	1,870	3,168	4,136	5,808
	圏域計	2,962	3,335	3,695	5,348	3,718	6,358	7,612	14,212
県全体		23,135	26,649	30,787	45,559	22,242	40,766	51,392	71,328

指定障害福祉サービス及び指定相談支援サービス量の見込み(市町別) (月間量)

圏域名	市町村名	自立訓練(機能訓練)				自立訓練(生活訓練)			
		H18年度 人日	H19年度 人日	H20年度 人日	H23年度 人日	H18年度 人日	H19年度 人日	H20年度 人日	H23年度 人日
県西圏域	鹿沼市	22	44	44	66	110	264	352	506
	日光市	22	44	44	66	132	308	418	572
	西方町	0	22	22	22	0	22	22	22
	圏域計	44	110	110	154	242	594	792	1,100
県東・央圏域	宇都宮市	132	308	418	528	506	1,210	1,628	2,178
	真岡市	0	0	22	22	66	154	198	264
	那須烏山市	0	22	22	22	22	88	110	154
	上三川町	0	0	0	0	22	66	88	110
	上河内町	0	22	22	22	0	22	22	22
	河内町	0	22	22	22	22	66	88	132
	二宮町	0	22	22	22	0	22	22	44
	益子町	0	22	22	22	0	22	44	44
	茂木町	0	0	0	22	22	44	66	110
	市貝町	0	22	22	22	0	22	22	44
	芳賀町	0	0	0	22	22	22	44	44
	那珂川町	0	0	0	0	22	66	88	132
	圏域計	132	440	572	726	704	1,804	2,420	3,278
県南圏域	栃木市	22	88	110	132	66	132	198	286
	小山市	22	44	44	66	110	264	374	506
	下野市	22	22	44	44	88	198	264	396
	壬生町	22	44	66	66	44	88	110	154
	野木町	0	0	0	0	22	44	44	66
	大平町	22	22	44	44	44	88	132	176
	藤岡町	22	22	44	44	22	66	88	132
	岩舟町	0	22	22	22	22	66	88	110
	都賀町	0	0	0	22	22	44	66	88
	圏域計	132	264	374	440	440	990	1,364	1,914
県北圏域	大田原市	0	22	22	22	88	198	286	396
	矢板市	0	0	0	0	22	66	88	132
	那須塩原市	22	44	66	88	88	198	264	374
	さくら市	22	22	44	44	44	110	154	198
	塩谷町	0	22	22	22	22	66	88	132
	高根沢町	0	0	0	0	44	88	110	132
	那須町	0	22	22	22	44	88	110	154
	圏域計	44	132	176	198	352	814	1,100	1,518
両毛圏域	足利市	0	0	0	0	132	264	352	814
	佐野市	22	22	44	44	264	638	836	1,078
	圏域計	22	22	44	44	396	902	1,188	1,892
県全体		374	968	1,276	1,562	2,134	5,104	6,864	9,702

指定障害福祉サービス及び指定相談支援サービス量の見込み(市町別) (月間量)

圏域名	市町村名	就労移行支援				就労継続支援(A型)			
		H18年度 人日	H19年度 人日	H20年度 人日	H23年度 人日	H18年度 人日	H19年度 人日	H20年度 人日	H23年度 人日
県西圏域	鹿沼市	198	462	638	880	0	22	66	242
	日光市	220	528	638	770	0	22	66	242
	西方町	22	22	44	44	0	0	0	44
	圏域計	440	1,012	1,320	1,694	0	44	132	528
県東・央圏域	宇都宮市	638	1,474	1,848	2,442	44	66	220	902
	真岡市	110	264	308	352	0	0	44	132
	那須烏山市	22	66	110	154	0	22	22	44
	上三川町	44	110	132	154	0	0	22	66
	上河内町	0	22	22	22	0	22	44	66
	河内町	110	220	264	308	0	0	22	88
	二宮町	22	66	110	154	0	0	22	44
	益子町	44	88	110	132	0	0	0	22
	茂木町	22	66	88	88	0	0	0	88
	市貝町	22	66	88	110	0	0	0	22
	芳賀町	44	88	110	176	0	0	0	44
	那珂川町	44	110	132	154	0	0	22	44
	圏域計	1,122	2,640	3,322	4,246	44	110	418	1,562
県南圏域	栃木市	176	418	528	682	0	22	44	198
	小山市	330	792	1,012	1,320	22	66	154	462
	下野市	176	374	418	484	44	88	176	418
	壬生町	44	132	176	264	0	0	22	88
	野木町	44	88	132	198	0	0	22	88
	大平町	44	132	154	176	0	0	22	66
	藤岡町	22	66	88	110	0	0	0	44
	岩舟町	44	132	154	220	0	0	22	66
	都賀町	44	88	88	110	0	0	0	44
	圏域計	924	2,222	2,750	3,564	66	176	462	1,474
県北圏域	大田原市	198	440	572	748	0	22	44	198
	矢板市	22	66	66	88	0	0	22	44
	那須塩原市	154	374	484	638	0	22	66	220
	さくら市	132	286	330	374	0	0	22	132
	塩谷町	22	66	88	110	0	0	0	44
	高根沢町	66	154	198	264	0	0	22	88
	那須町	44	88	110	132	0	0	22	66
	圏域計	638	1,474	1,848	2,354	0	44	198	792
両毛圏域	足利市	638	770	440	792	242	242	330	462
	佐野市	330	726	880	1,056	44	88	176	440
	圏域計	968	1,496	1,320	1,848	286	330	506	902
県全体	4,092	8,844	10,560	13,706	396	704	1,716	5,258	

指定障害福祉サービス及び指定相談支援サービス量の見込み(市町別) (月間量)

圏域名	市町村名	就労継続支援(B型)				療養介護			
		H18年度 人日	H19年度 人日	H20年度 人日	H23年度 人日	H18年度 人	H19年度 人	H20年度 人	H23年度 人
県西圏域	鹿沼市	132	330	616	1,672	0	0	0	0
	日光市	110	286	594	1,606	0	0	0	0
	西方町	0	22	44	110	0	0	0	1
	圏域計	242	638	1,254	3,388	0	0	0	1
県東・央圏域	宇都宮市	374	880	1,716	4,774	3	3	3	3
	真岡市	44	132	264	770	0	0	0	8
	那須烏山市	22	110	440	726	1	1	1	2
	上三川町	22	66	132	374	0	0	0	0
	上河内町	0	22	44	66	0	0	0	1
	河内町	44	88	198	572	1	1	1	1
	二宮町	22	44	88	220	0	0	0	0
	益子町	22	44	88	242	0	0	0	1
	茂木町	22	66	110	308	0	0	0	4
	市貝町	22	22	66	176	0	0	0	0
	芳賀町	22	44	88	264	0	0	0	4
	那珂川町	22	66	132	330	0	0	0	0
	圏域計	638	1,584	3,366	8,822	5	5	5	24
県南圏域	栃木市	66	176	352	1,056	0	0	0	10
	小山市	154	352	704	2,024	2	2	2	2
	下野市	66	132	330	968	0	1	2	2
	壬生町	44	110	176	506	0	0	0	1
	野木町	22	66	110	286	2	2	3	3
	大平町	22	66	154	374	0	0	0	1
	藤岡町	22	66	110	308	0	0	0	0
	岩舟町	22	66	132	374	0	0	0	3
	都賀町	88	330	440	550	0	0	0	3
	圏域計	506	1,364	2,508	6,446	4	5	7	25
県北圏域	大田原市	88	242	462	1,298	0	0	0	1
	矢板市	22	66	110	308	0	0	0	1
	那須塩原市	88	242	462	1,254	3	2	2	2
	さくら市	44	132	286	836	0	0	1	1
	塩谷町	22	44	88	264	0	0	0	1
	高根沢町	44	88	198	528	0	0	0	2
	那須町	0	88	154	396	0	0	0	0
	圏域計	308	902	1,760	4,884	3	2	3	8
両毛圏域	足利市	1,540	1,848	2,574	4,774	1	1	1	41
	佐野市	176	418	836	2,288	1	1	1	22
	圏域計	1,716	2,266	3,410	7,062	2	2	2	63
県全体		3,410	6,754	12,298	30,602	14	14	17	121

指定障害福祉サービス及び指定相談支援サービス量の見込み(市町別) (月間量)

圏域名	市町村名	児童デイサービス				短期入所			
		H18年度 人日	H19年度 人日	H20年度 人日	H23年度 人日	H18年度 人日	H19年度 人日	H20年度 人日	H23年度 人日
県西圏域	鹿沼市	835	852	868	919	392	412	452	612
	日光市	314	356	403	587	197	226	287	516
	西方町	20	20	25	30	15	15	20	25
	圏域計	1,169	1,228	1,296	1,536	604	653	759	1,153
県東・央圏域	宇都宮市	33	37	51	58	611	743	889	1,359
	真岡市	164	183	203	262	125	143	169	260
	那須烏山市	134	141	148	156	117	123	129	136
	上三川町	240	240	240	240	16	16	18	26
	上河内町	22	22	22	44	70	70	70	70
	河内町	15	15	30	45	42	49	57	104
	二宮町	60	60	80	80	50	50	50	50
	益子町	22	22	44	88	39	43	47	63
	茂木町	4	4	8	8	30	45	50	65
	市貝町	0	0	0	8	10	11	12	16
	芳賀町	60	75	90	105	22	26	30	42
	那珂川町	140	150	160	190	35	42	44	66
圏域計	894	949	1,076	1,284	1,167	1,361	1,565	2,257	
県南圏域	栃木市	518	561	608	773	183	231	298	613
	小山市	492	537	588	775	479	549	633	923
	下野市	473	521	570	627	220	242	264	330
	壬生町	100	115	130	150	95	105	120	180
	野木町	104	120	130	150	60	70	80	100
	大平町	300	305	310	325	42	49	56	77
	藤岡町	93	99	105	127	24	25	26	35
	岩舟町	120	120	130	130	20	28	36	60
	都賀町	40	50	60	80	30	35	40	70
	圏域計	2,240	2,428	2,631	3,137	1,153	1,334	1,553	2,388
県北圏域	大田原市	304	333	333	370	138	181	224	353
	矢板市	40	42	44	50	95	90	95	115
	那須塩原市	434	442	450	474	208	224	256	352
	さくら市	43	46	49	58	60	70	75	90
	塩谷町	40	40	40	35	30	40	40	45
	高根沢町	9	9	9	9	126	129	140	173
	那須町	30	28	28	28	65	72	72	76
	圏域計	900	940	953	1,024	722	806	902	1,204
両毛圏域	足利市	685	765	845	1,100	190	250	258	391
	佐野市	462	528	594	792	487	554	636	897
	圏域計	1,147	1,293	1,439	1,892	677	804	894	1,288
県全体	6,350	6,838	7,396	8,872	4,323	4,958	5,673	8,290	

指定障害福祉サービス及び指定相談支援サービス量の見込み(市町別) (月間量)

圏域名	市町村名	共同生活援助、共同生活介護				施設入所支援(旧法入所施設分を含む)			
		H18年度 人	H19年度 人	H20年度 人	H23年度 人	H18年度 人	H19年度 人	H20年度 人	H23年度 人
県西圏域	鹿沼市	38	42	49	75	171	173	171	157
	日光市	22	26	50	75	158	160	158	142
	西方町	3	3	4	5	11	12	11	10
	圏域計	63	71	103	155	340	345	340	309
県東・央圏域	宇都宮市	143	159	182	261	444	451	446	409
	真岡市	25	29	34	52	61	63	62	57
	那須烏山市	14	16	21	33	52	54	53	49
	上三川町	3	4	5	10	35	37	36	34
	上河内町	3	3	3	3	14	13	12	11
	河内町	10	12	16	25	34	34	33	31
	二宮町	4	5	6	7	17	20	20	17
	益子町	15	17	19	25	29	30	31	28
	茂木町	11	14	19	33	41	40	39	36
	市貝町	7	7	8	9	16	16	16	16
	芳賀町	7	7	9	12	19	21	21	19
	那珂川町	8	10	13	20	35	37	36	34
圏域計	250	283	335	490	797	816	805	741	
県南圏域	栃木市	30	34	47	69	110	110	100	85
	小山市	55	64	78	121	147	151	148	135
	下野市	24	27	31	45	58	59	59	54
	壬生町	17	18	21	29	86	87	86	81
	野木町	5	9	13	21	49	51	50	43
	大平町	3	5	6	12	50	51	49	45
	藤岡町	7	8	10	16	32	34	33	31
	岩舟町	6	8	10	16	40	42	41	38
	都賀町	7	8	10	14	21	21	21	20
圏域計	154	181	226	343	593	606	587	532	
県北圏域	大田原市	33	36	42	61	110	111	110	99
	矢板市	12	12	14	21	40	38	37	35
	那須塩原市	27	29	35	55	118	121	119	109
	さくら市	20	22	26	39	61	62	61	55
	塩谷町	8	8	10	19	29	29	28	24
	高根沢町	10	12	15	24	43	43	40	38
	那須町	10	11	13	19	46	48	47	44
	圏域計	120	130	155	238	447	452	442	404
両毛圏域	足利市	23	46	62	107	180	165	166	143
	佐野市	55	57	93	118	202	204	201	184
	圏域計	78	103	155	225	382	369	367	327
県全体	665	768	974	1,451	2,559	2,588	2,541	2,313	

指定障害福祉サービス及び指定相談支援サービス量の見込み(市町別) (月間量)

圏域名	市町村名	相談支援(サービス利用計画作成)			
		H18年度 人	H19年度 人	H20年度 人	H23年度 人
県西圏域	鹿沼市	21	29	35	51
	日光市	35	46	55	79
	西方町	0	0	0	1
	圏域計	56	75	90	131
県東・央圏域	宇都宮市	29	35	43	71
	真岡市	10	14	18	27
	那須烏山市	2	3	4	6
	上三川町	7	9	11	15
	上河内町	1	1	1	1
	河内町	2	2	4	11
	二宮町	3	4	4	5
	益子町	2	3	3	6
	茂木町	2	3	3	4
	市貝町	1	1	2	3
	芳賀町	6	7	8	9
	那珂川町	2	2	2	3
	圏域計	67	84	103	161
県南圏域	栃木市	22	26	31	65
	小山市	22	35	45	78
	下野市	10	12	14	16
	壬生町	8	9	10	12
	野木町	8	8	8	10
	大平町	7	10	14	20
	藤岡町	5	6	7	10
	岩舟町	5	7	9	14
	都賀町	3	3	4	5
	圏域計	90	116	142	230
県北圏域	大田原市	5	12	17	24
	矢板市	2	2	2	2
	那須塩原市	13	18	20	25
	さくら市	5	6	7	10
	塩谷町	5	5	6	7
	高根沢町	2	2	3	5
	那須町	2	3	4	8
	圏域計	34	48	59	81
両毛圏域	足利市	57	59	61	70
	佐野市	39	41	46	64
	圏域計	96	100	107	134
県全体		343	423	501	737

2. 見込量確保のための方策

障害者等に対する情報提供

新たな制度に対する理解を深め、地域生活移行や就労支援を進めていくためには、正確な情報を迅速かつ丁寧に伝えていくことが不可欠です。

- ・ 制度の普及・啓発
- ・ 事業者情報の提供
- ・ 各地域における社会資源に関する情報の収集、提供
- ・ 補装具や日常生活用具に関する情報の収集、提供

合理的かつ効果的な基盤整備

既存の社会資源を積極的に活用しつつ、バランスに配慮した基盤整備を進めていきます。

- ・ 空き店舗等の活用も含めた日中活動の場の確保促進
- ・ 障害者福祉作業所や小規模共同作業所の新体系サービスへの移行を支援
- ・ 株式会社等の新たな事業主体の参入促進

市町に対する支援体制の強化

サービスの実施主体である市町に対する支援を一層強化していきます。

- ・ 相談支援体制の充実強化、地域のネットワークづくりを支援
- ・ 制度運用に関する助言

先進事例の開拓

就労支援や地域移行など新たな課題に対する先進的な取り組み事例を開拓していきます。

- ・ 先進事例の情報収集、効果測定
- ・ 障害者の所得向上策に関する調査、検討

サービス利用を促進するための環境整備

- ・ 障害者を地域で支えるセイフティーネット機能の充実
- ・ 成年後見制度の活用促進

第5章 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

1. 入所施設の定員総数

施設入所定員総数の見込み

従来の入所施設は平成23年度末までに新体系の障害者支援施設に移行していくこととなりますが、地域生活への移行の具体的な目標として、入所施設のうち長期の入所が常態化している施設¹の定員総数を次のとおりに設定し、270人分(約10%)減少させることを目指します。

	現状 H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
入所定員 ²	2,758	2,758	2,720	2,671	2,488

1 長期の入所が常態化している施設とは、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設の各入所施設を指します。

2 入所定員とは、栃木県内に設置された「長期の入所が常態化している施設」と「長期の入所が常態化している施設から移行した障害者支援施設」の定員総数であり、実際の入所者には栃木県外者も含まれます。

第6章 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保並びに資質の向上のために講じる措置

1. 障害者ケアマネジメントの充実・強化

栃木県では、障害者ケアマネジメント従事者養成研修を平成10年度から開催してきました。平成17年度末までに719名が修了し、相談支援事業の質の向上が図られるとともに、地域における障害者支援ネットワークづくりにも貢献しています。

障害者自立支援法施行に伴い、事業者の指定要件と連動した新たな研修体系が示されたため、従来の研修体系を見直し、新体系サービスが適切に提供されるために必要な人材を確保し、資質の向上を一層図ります。

新たな障害者ケアマネジメント研修体系

- (1) 相談支援従事者初任者研修
相談支援に新たに従事する者を養成します。
- (2) 相談支援従事者現任研修
相談支援従事者の資質の向上を図ります。
- (3) 障害者ケアマネジメント従事者追加研修
障害者ケアマネジメント研修を既に受講した者に対し新制度を中心とした追加研修を実施し、相談支援従事者としての資質を確保します。

相談支援専門員の資質の向上を図るため、相談支援専門員連絡協議会の設置・支援を推進します。

相談支援専門員の適正なサービス利用計画の作成を促進するため、「相談支援専門員ハンドブック」を作成し、定期的に改訂していきます。

2. サービス管理責任者研修の実施

障害者自立支援法施行ではサービスの質を確保するため、事業者ごとに、個別支援計画の作成、サービス内容の評価等を行うサービス管理責任者の配置が義務づけられました。

このサービス管理責任者の要件となる研修を適切に実施していきます。

サービス管理責任者研修体系

(1) サービス管理責任者研修受講資格研修

サービス管理責任者研修を受講するための資格研修を実施します。

(2) サービス管理責任者研修

サービス管理責任者として必要な専門的知識と技術を習得するため、各事業の機能と特性に対応できる研修を実施します。

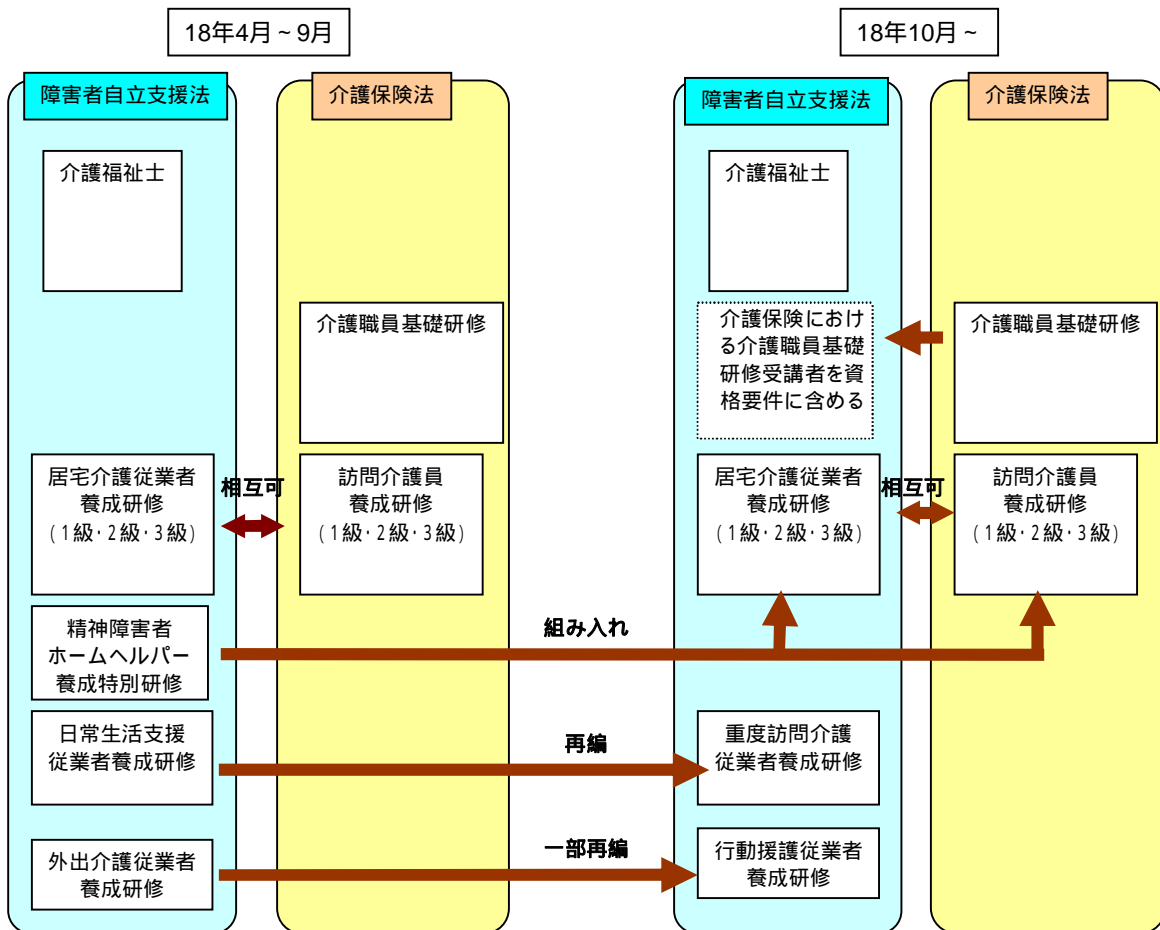
第1分野：介 護	(生活介護)
第2分野：地域生活(身体)	(機能訓練)
第3分野：地域生活(知的・精神)	(生活訓練・共同生活援助・共同生活介護)
第4分野：就 労	(就労移行支援・就労継続支援)
第5分野：児 童	(児童デイサービス)

3. 訪問系サービスの研修体系の再編

障害者自立支援法施行に伴い、「重度訪問介護」の新設や「外出介護」の地域生活支援事業への移行など、訪問系サービスに係るサービス体系の見直しが行われました。

このため、従来の居宅介護従事者養成研修等についても、所要の見直しを行い、訪問系サービスが適切に提供されるために必要な人材を確保し、資質の向上を一層図ります。

障害者自立支援法における訪問系サービスの研修体系



第7章 栃木県の地域生活支援事業の実施に関する事項

1. 障害者相談支援アドバイザー事業

県内各圏域に1名(計5名)の障害者相談支援アドバイザーを配置し、障害者等が地域で安心して生活できるよう、市町における地域生活支援体制の構築に向けて必要な支援を行うとともに、年齢、障害種別を超えて専門的・広域的な相談支援を行います。

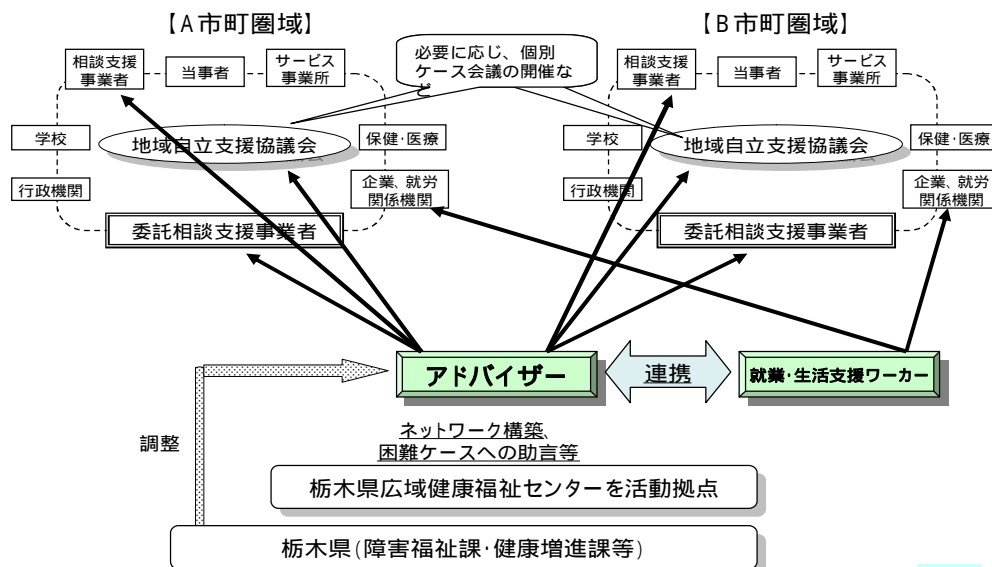
アドバイザーは、市町が行う次の業務について、広域的・専門的な観点から支援を行います。

- 市町圏域における関係機関の連携づくりに向けた助言・指導
- 相談支援専門員が実施するケアマネジメントのスーパーバイズ(サービス利用計画の作成、モニタリング等を含む。)
- 市町地域自立支援協議会の設置・運営への支援

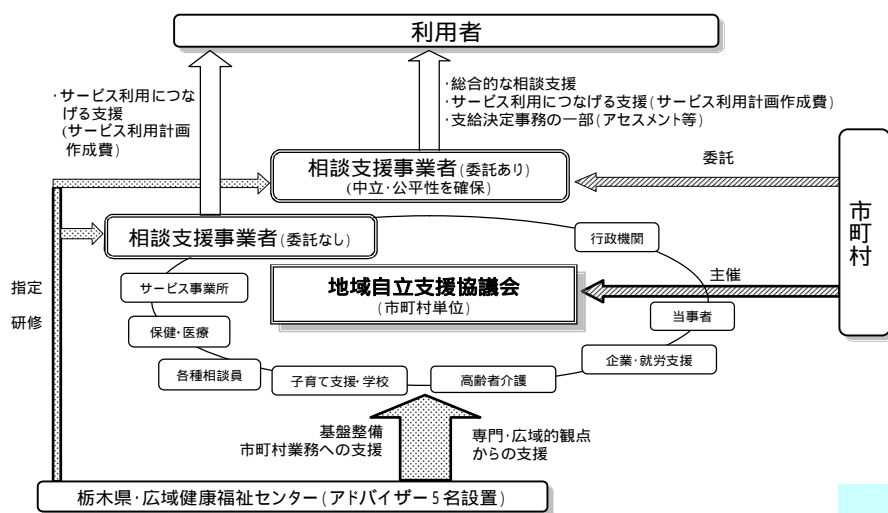
アドバイザーは、圏域内における障害者等の地域生活支援体制の構築を図るため、次の業務を行います。

- 圏域内における関係機関の連携体制づくり
- 圏域内における障害者地域生活支援連絡会議の事務
- 在宅重度心身障害児等への支援など専門的業務に関すること
- その他必要な業務

障害者相談支援アドバイザー事業



地域における相談支援体制について
(市町村が相談支援事業者に委託して行う場合)



アドバイザー事業の実施期間

平成18年10月1日～平成21年3月31日(2年6ヶ月)

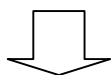
2. 障害者就業・生活支援センター事業

社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行うことにより、障害者の雇用の促進、就労の安定を図ります。

国庫補助対象である障害者就業・生活支援センターが設置されていない圏域には、その移行促進を目的に障害者プレ就業・生活支援センター(県単)の配置を進め、全ての圏域で身近な地域で就業及び生活の一体的かつ総合的な支援が実施できることを目指します。

障害者就業・生活支援センターの整備

現状(H17年度) とちぎ障害者就業・生活支援センター「めーぷる」
壬生町安塚2032 (福)せせらぎ会 通勤寮かえで寮内



整備方針(H23年度) 各圏域1カ所 計5カ所

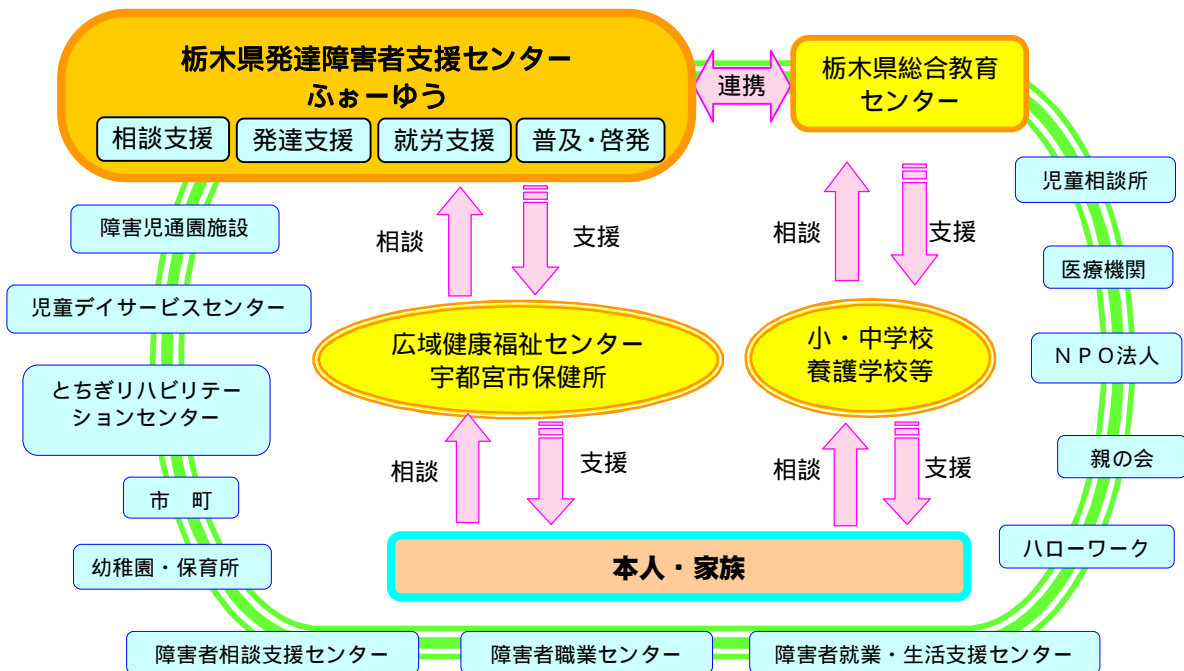
障害者就業・生活支援センター事業【計画見込量】

H18年度		H19年度		H20年度		H23年度		備考
実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	
1	160	(検討中)				5	600	

3. 発達障害者支援センター「ふぉーゆう」運営事業

自閉症をはじめとする発達障害に関する様々な問題について、発達障害者やその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携強化等により、発達障害者に対する支援を総合的に行う中核拠点として、栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」(とちぎりハビリテーションセンター内)を運営します。

発達障害者への支援がより身近な地域で行える体制を整備するため、各広域健康福祉センター及び宇都宮市保健所に発達障害に関する相談に応じるための相談窓口を設置し、栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」は、より専門性の高い支援を行っていきます。



発達障害者支援センター運営事業【計画見込量】

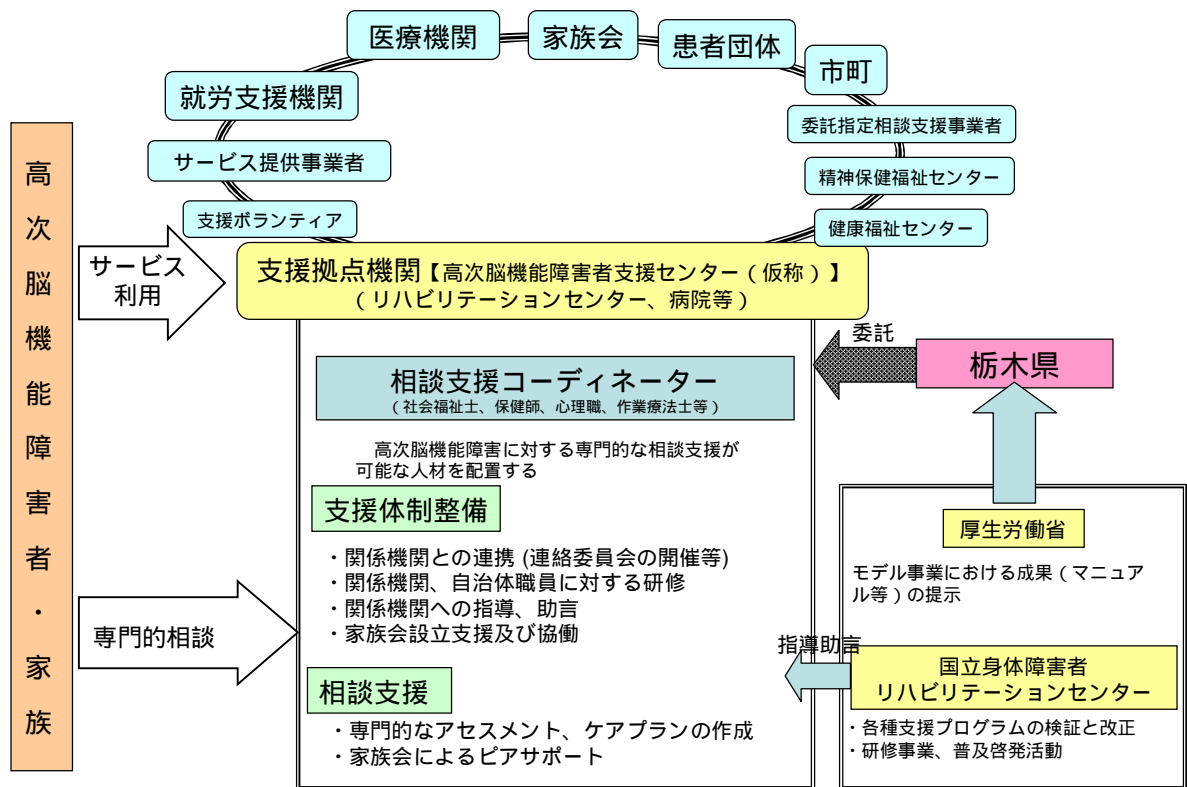
H18年度		H19年度		H20年度		H23年度		備 考
実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	
1	400	1	400	1	400	1	400	利用見込み者数は発達障害者支援センターへの個別の相談利用者数

4. 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者に対し、地域支援ネットワークの構築及び高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行うとともに、専門的な相談支援を行うための支援拠点機関の設置に向けた検討を行い、高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備します。

高次脳機能障害者の家族会の設立及び運営の支援をととして、高次脳機能障害に対する普及啓発に努めます。また、家族会との協働による相談支援体制を整備します。

高次脳機能障害支援普及事業のイメージ図

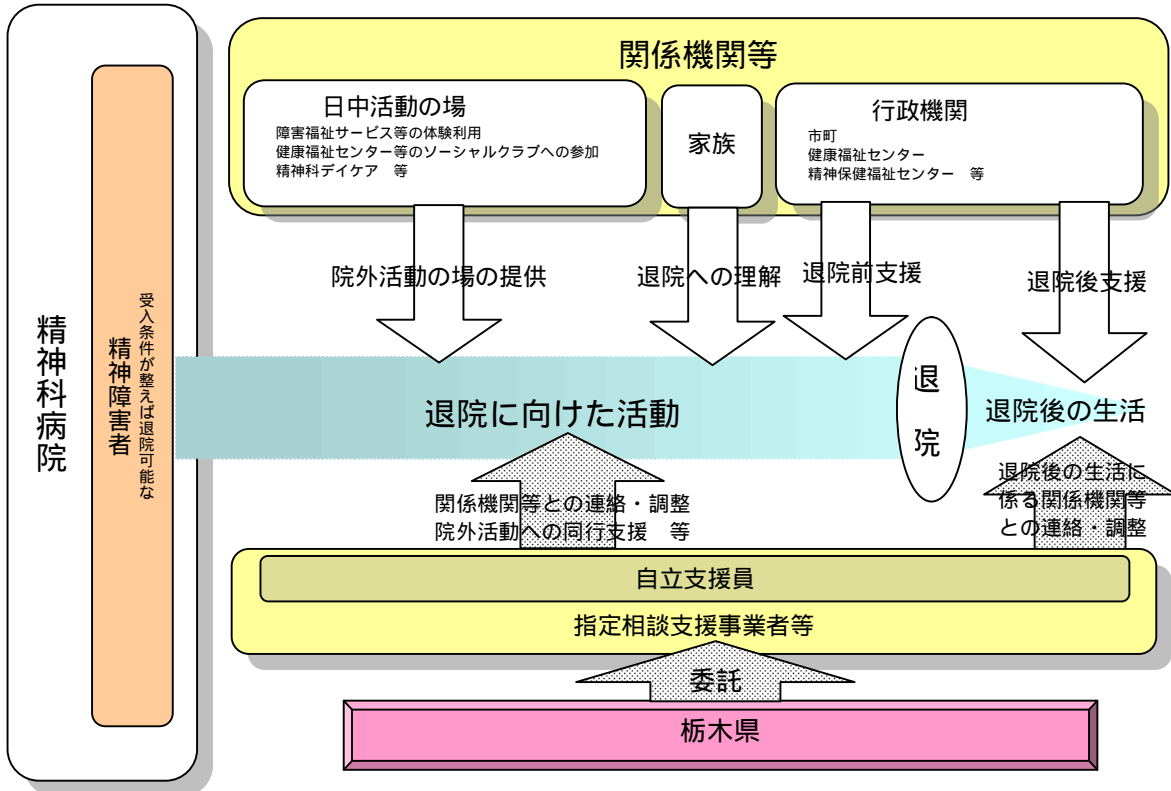


高次脳機能障害者支援センター（仮称）の設置に向けて

年度	事業内容	国の動き
H18	<ul style="list-style-type: none"> * 高次脳機能障害に関する研修会の開催 * 家族会等の設立支援 	<ul style="list-style-type: none"> * 全国連絡協議会開催 * 研究事業
H19	<ul style="list-style-type: none"> * 高次脳機能障害に関する研修会の開催 * 実態把握 * 家族会等の設立 * 支援センター設置に向けた検討会の開催 	
H20	<ul style="list-style-type: none"> * 高次脳機能障害に関する研修会の開催 * 家族会等への支援 * 支援センター設置に向けた検討会の開催 	
H21以降	<ul style="list-style-type: none"> * 支援センター設置へ 	

5 . 精神障害者退院促進支援事業

精神科病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能な者に対し、県が委託した指定相談支援事業者等の自立支援員が、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ、障害福祉サービス事業所等の協力を得ながら、退院に向けての個別支援を行うことにより、精神障害者の円滑な地域移行を図ります。



精神障害者退院促進支援事業【計画見込量】

H18年度		H19年度		H20年度		H23年度		備考
実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	
1	5	1	10	2	20	5	50	

6 . 在宅重症心身障害児者への支援

常時、人工呼吸器装着などの医療的ケアを必要とする重症心身障害児者に対しては、適切な地域医療の提供体制や、いつでも利用可能な短期入所や日中活動の場の整備等が十分とは言えません。

病院等から家庭への移行や地域生活の継続に向けた支援体制の構築を促進します。

重度・重症の障害児者であっても地域で生活し続けられるよう、県と市町が重層的に地域生活を支援する仕組みづくりを推進します。

7. 障害者の社会参加の促進

栃木県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会参加への支援を行うとともに、栃木県障害者文化祭を開催するなど、障害のある人の社会参加への支援を行います。

「障害者社会参加推進センター」や「とちぎ視聴覚障害者情報センター」を核として障害者の社会参加体制の整備を図り、障害者の社会参加を支援していきます。

8. 各種の養成・研修事業

市町が行う障害程度区分の認定事務を適正に実施するための研修等、各種の養成・研修事業を実施していきます。

- ・ 障害程度区分認定調査員研修
- ・ 障害程度区分認定審査会委員研修
- ・ 手話通訳者・要約筆記者養成・研修
- ・ 盲ろう者通訳・介助員養成・研修 等

コラム 地域生活支援事業は頼りになるボックス

県内では、栃木 SC の J リーグ加盟運動が盛り上がっていますが、障害福祉サービスをサッカーに例えて考えてみましょう。

社会、特に地域社会をグラウンドとした場合、「本人らしい生活」や「人生における自立」といったゴールをめがけてプレイヤー（障害者）がボールを進めます。しかし、一人の力だけで得点することはできません。ともにピッチを走り、ここぞというところでパスを足元に通してくれるミッドフィールダーや、ピンチを救ってくれるボックス、ゴールキーパーの力も重要です。

障害者が利用するサービスも、個々の状況に合わせた個別給付だけではなく、地域を広く見回してフィールドのそこそこで展開される地域生活支援事業があってこそ機能を十分に発揮できます。

さらに、観客席で応援を送るサポーター、地域社会にあってはインフォーマルサービスがサポーターの役割を果たしていきます。

障害者自立支援法における新サービスは、まさにキックオフされたばかりです。すばらしいゲームで、より1点でも多くゴールを決められるような“サポートする仕組み”をつくっていきましょう。



障害福祉サービスの実施状況等について
- 障害福祉サービス利用の実態把握調査の集計結果(速報) -
平成17年10月5日
(抜粋)

障害保健福祉関係主管課長会議
H17.10.6 資料8

【調査の目的】

障害者自立支援法案の施行に向けて、障害福祉計画に係る基本指針の策定等のために、障害福祉サービスの利用実態を把握することを目的に実施

【調査対象】

全国の2,501自治体（平成16年10月末現在の全市区町村）

【調査対象サービス】

次のサービスに関して、平成16年10月分の利用実績を把握

訪問系サービス

- ・ ホームヘルプサービス（身体障害、知的障害、精神障害、障害児）

通所系サービス

- ・ 通所施設（身体障害、知的障害）
- ・ デイサービス（身体障害、知的障害、障害児）
- ・ ショートステイ（身体障害、知的障害、精神障害、障害児）

居住系サービス

- ・ グループホーム（知的障害、精神障害）
- ・ 入所施設（身体障害、知的障害）

（注） 精神障害者及び障害児の入所施設及び通所施設は、実施主体が都道府県であったり、給付の仕組みが利用者への個別給付でないこと等から、調査対象から除外されている。

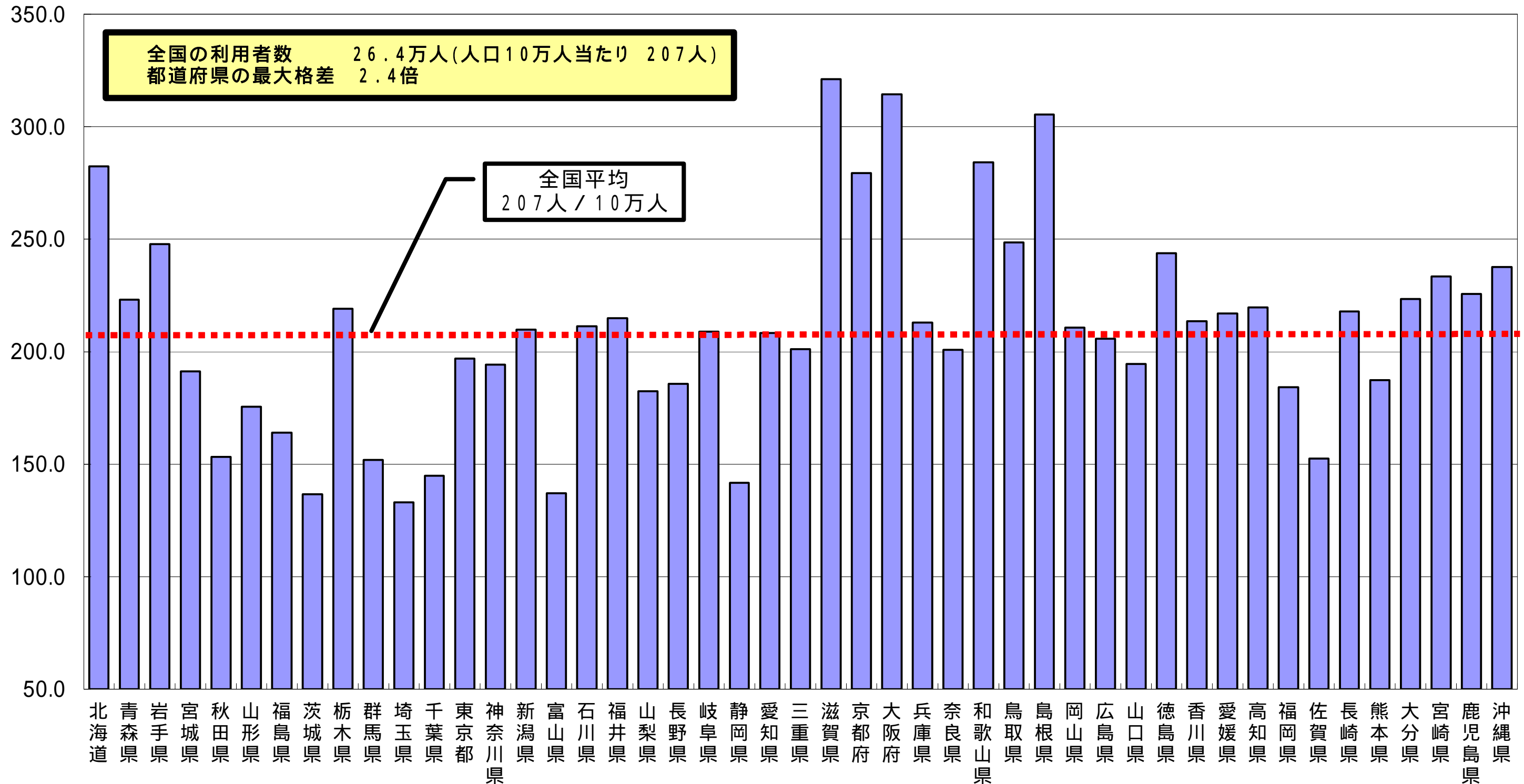
サービスの実施状況（自治体の実施率：実施している自治体の割合）

		全 国	栃 木 県
ホームヘルプサービス	身体障害者	82.6%	88.6%
	知的障害者	66.2%	88.6%
	精神障害者	49.3%	81.8%
	障害児	49.1%	79.5%
通所施設（更生、授産）	身体障害者	42.0%	45.5%
	知的障害者	81.0%	93.2%
デイサービス	身体障害者	51.1%	90.9%
	知的障害者	45.2%	77.3%
	障害児	53.2%	95.5%
ショートステイ	身体障害者	37.7%	84.1%
	知的障害者	61.1%	93.2%
	精神障害者	6.3%	18.2%
	障害児	56.2%	95.5%
グループホーム	知的障害者	75.6%	95.5%
	精神障害者	27.1%	52.3%

居宅系サービスの利用者数(都道府県総人口に占める利用者数の割合)

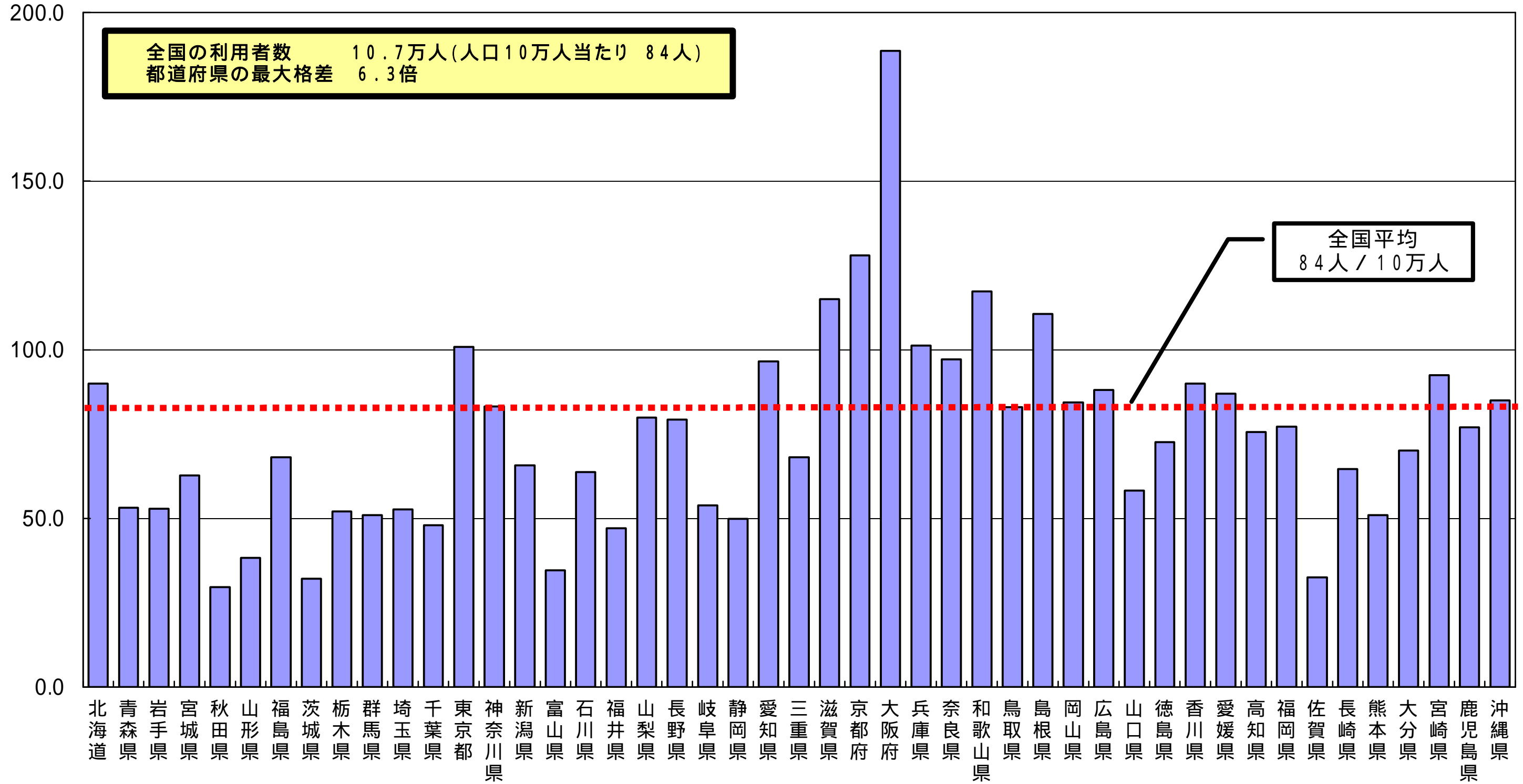
居宅系サービス：ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ・グループホーム・通所施設(精神障害者及び障害児の通所施設分は含まれていない)

(人 / 10万人)



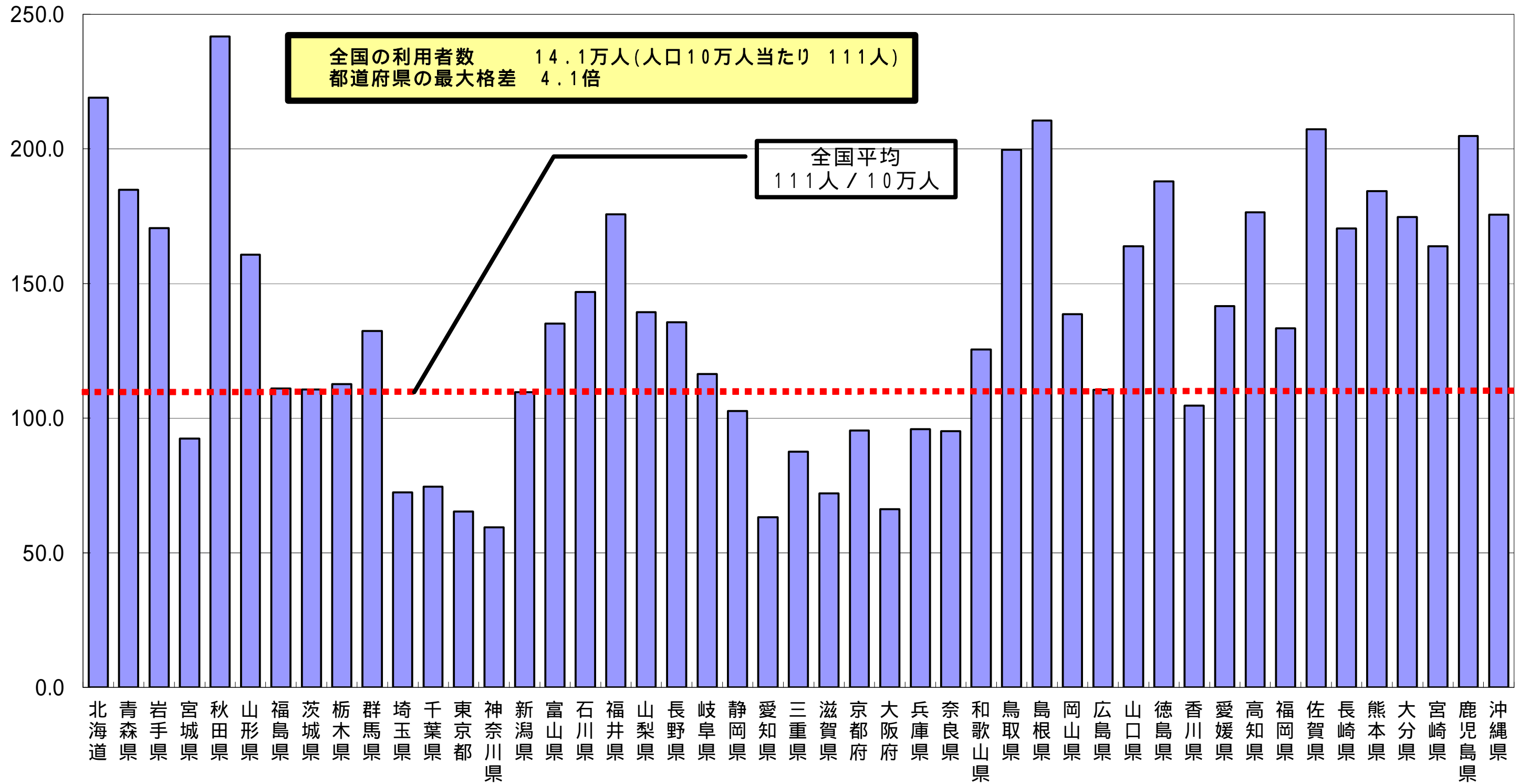
ホームヘルプサービスの利用者数(都道府県総人口に占める利用者数の割合)

(人 / 10万人)



入所施設の利用者数(都道府県総人口に占める利用者数の割合)

(人 / 10万人)



利用者数は、施設の所在する都道府県ではなく、支給決定を行った市町村の所在する都道府県に計上

新体系移行希望アンケート調査結果の概要

新体系移行希望アンケート調査実施要領

1. 調査の目的

本調査は、栃木県及び県内各市町が障害福祉計画を作成する際の参考とするため、障害者自立支援法に基づく新体系サービス（注）への現段階での移行予定を把握することを目的として実施します。

また、就労移行支援、就労継続支援等の生産活動を主体とする事業の取り組みについて検討するため、設備整備補助の実施希望も併せて調査します。

2. 実施主体

栃木県

3. 調査対象

新体系への移行が見込まれる施設

その他、新たに新体系サービス実施を予定している者

4. 調査内容

法定事業所については、平成23年度末までに各施設がそれぞれ事業所として移行を予定する新体系サービスと移行時期等。

作業所等については、事業所として移行を希望する新体系サービスと移行時期、法人格の有無等。

5. 調査期限

平成18年5月8日（月）を期限とし、FAX又はメールで回答を受けます。

（注）ここでいう新体系サービスとは、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（雇用型・非雇用型）、地域活動支援センター、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、福祉ホームを指します。

新体系移行希望アンケート調査 集計結果

1 アンケート実施時期

平成18年5月

2 アンケートの対象・方法

趣旨等を事業者向け説明会(H18.4.17開催)で説明し、後日FAX又はメールで直接回答。
回答内容は「実際の移行を担保・拘束するものではない」前提で調査。

3 集計結果

(1) 入所施設の地域生活への移行

集計対象施設 長期の入所が常態化している、身障療護、身障授産(入所)、
知的更生(入所)、知的授産(入所)、精神入所授産の5種

回答率 施設数ベース 91.8% (45/49) 入所定員ベース 94.2% (2,598/2,758)

退所者数見込み

年度	退所者数	退所者数累計 (対現入所定員比)
H18	87	87 (3.3 %)
H19	88	175 (6.7 %)
H20	189	364 (14.0 %)
H21	129	493 (19.0 %)
H22	81	574 (22.1 %)
H23	83	657 (25.3 %)

(基本指針：1割以上)

入所定員削減見込み

年度	削減数	削減数累計 (対現入所定員比)
H18	41	41 (1.6 %)
H19	14	55 (2.1 %)
H20	155	210 (8.1 %)
H21	80	290 (11.2 %)
H22	26	316 (12.2 %)
H23	23	339 (13.0 %)

(基本指針：7%以上)

入所定員削減後の方針

339 GH・CH 221 + 削減のみ 118

(2) 福祉施設から一般就労への移行

集計対象施設 14種

- 身障（更生、療護、入所授産、通所授産）
- 知的（入所更生、通所更生、入所授産、通所授産、福祉工場、小規模通所授産）
- 精神（生活訓練、入所授産、通所授産、小規模通所授産）

回答率 施設数ベース 92.4% (109/118) 定員ベース 93.9% (4,630/4,929)

一般就労への移行者数見込み

年度	移行者数	移行者数累計	(対現定員比)
H18	35	35	(0.8 %)
H19	55	90	(1.9 %)
H20	88	178	(3.8 %)
H21	76	254	(5.5 %)
H22	90	344	(7.4 %)
H23	90	434	(9.4 %)

(国の見込み：H23全国0.8万人)

(3) 新体系サービスへの移行時期・移行先

集計対象施設 20種

- 身障（更生、療護、入所授産、通所授産）
- 知的（入所更生、通所更生、入所授産、通所授産、福祉工場、小規模通所授産）
- 精神（生活訓練、入所授産、通所授産、小規模通所授産、地域生活支援センター）
- 障害者デイサービス、障害者福祉作業所、精神障害者小規模共同作業所
- 重症心身障害児、国立更生援護

回答率 施設数ベース 88.4% (206/233) 定員ベース 90.0% (6,635/7,371)

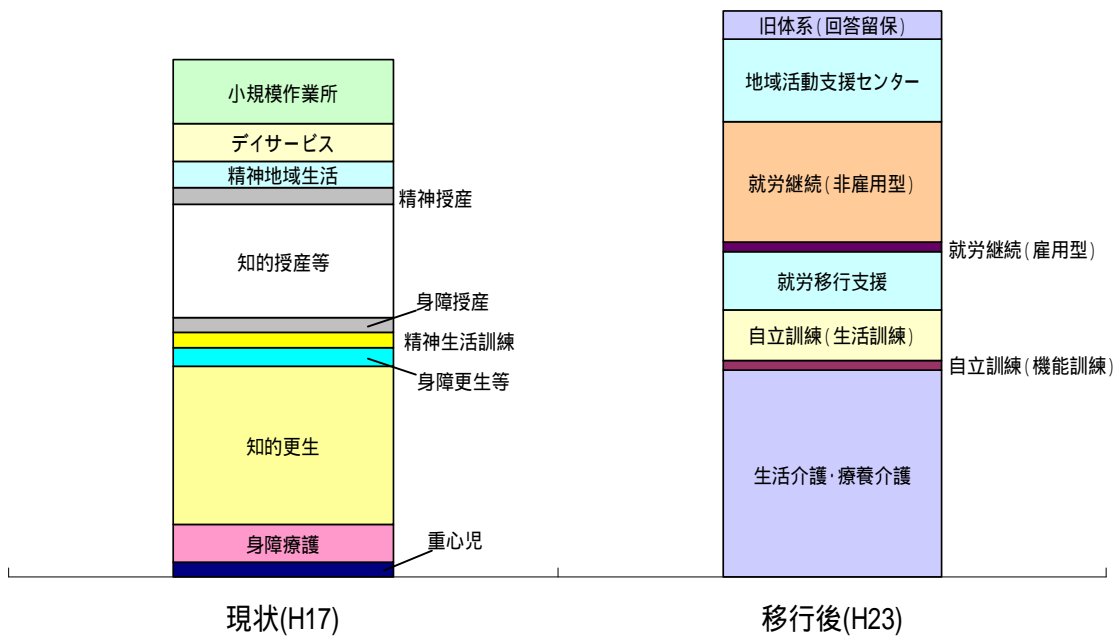
新体系に移行する時期

年度	新体系に移行する割合	(定員ベース)
H18	45.3 %	
H19	66.5 %	
H20	83.7 %	
H21	91.6 %	
H22	93.1 %	
H23	95.2 %	

移行先

新体系事業名	定員数 (構成割合)	(H23末時点)
生活介護・療養介護	2,653 (36.5%)	
自立訓練(機能訓練)	124 (1.7%)	
自立訓練(生活訓練)	647 (8.9%)	
就労移行支援	766 (10.5%)	
就労継続支援(雇成型)	104 (1.4%)	
就労継続支援(非雇成型)	1,566 (21.6%)	
地域活動支援センター	1,056 (14.5%)	
旧体系(回答留保)	350 (4.8%)	
合計	7,266 (100.0%)	

現状事業と希望移行先



栃木県障害者施策推進協議会 委員名簿

五十音順

番号	氏名	職業・役職等	備考
1	石河 不砂	栃木県心身障害児者親の会連合会理事	
2	植木 雅人	公募委員	～平成18年12月19日
3	大橋 弘美	栃木県ホームヘルパー協議会監事	～平成18年12月19日
4	川島 優子	盲・聾・養護学校教育振興会 (栃木県立益子養護学校長)	平成18年12月20日～
5	川田 英樹	とちぎリハビリテーションセンター所長	会長(～平成18年12月19日)
6	川連 秀雄	栃木県市長会(会長市 足利市市民福祉部長)	～平成18年4月30日
7	菊地 達美	栃木県知的障害施設協会会長	平成18年6月30日～
8	駒橋 理司	特定医療法人清和会鹿沼病院副院長	
9	斉藤 純子	公募委員	平成18年12月20日～
10	嶋田 清	栃木県市長会(会長市 足利市市民福祉部長)	平成18年5月1日～
11	杉原 素子	国際医療福祉大学保健学部長	
12	杉町 文子	公募委員	～平成18年3月5日
13	瀬端 道男	栃木県知的障害施設協会会長	～平成18年6月29日
14	田村 澄子	盲・聾・養護学校教育振興会 (栃木県立足利養護学校長)	～平成18年12月19日
15	古川 ミチ	栃木県視覚障害者福祉協会理事	
16	古山 博巳	栃木県雇用開発協会障害者業務部長	
17	麦倉 仁巳	栃木県身体障害者福祉会連合会理事	
18	森田 和子	栃木県精神障害者援護会理事	
19	渡辺 純子	栃木県聴覚障害者福祉連合会理事	
20	渡辺みゆき	栃木県ホームヘルパー協議会監事	平成18年12月20日～

敬称略

栃木県障害者施策推進協議会 開催結果

- 平成18年3月10日 障害者自立支援法について
 栃木県障害福祉計画について
 ・障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の策定について
 ・障害福祉計画策定に伴う障害者プランの変更について
 ・市町村合併に伴う障害保健福祉圏域の見直しについて
 ・障害福祉計画の「基本指針」について
- 平成18年7月3日 栃木県障害福祉計画の策定について
 ・栃木県障害福祉計画【骨子】について
 ・新体系移行希望アンケート調査結果について
 ・障害福祉計画作成スケジュールについて
- 平成18年12月22日 栃木県障害福祉計画(素案)について

とちぎ障害者プラン2.1 改正点

栃木県障害福祉計画（第一期計画）（以下「本計画」と言います。）の作成に合わせ、「とちぎ障害者プラン2.1（平成15年3月作成）」を次のとおり見直します。

計画の性格及び位置づけ

項目「第3 計画の概要」「1 計画の性格」

栃木県総合計画「とちぎ21世紀プラン」の部門計画に位置づけられるものです。

栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」の部門計画に位置づけられるとともに、実施計画として栃木県障害福祉計画を定めます。

計画の期間

項目「第3 計画の概要」「2 計画の期間」

計画の期間は、平成15年度から平成19年度までの5か年間とします。

計画の期間は、平成15年度から平成20年度までの6か年間とします。

障害保健福祉圏域

項目「第3 計画の概要」「7 障害保健福祉圏域の設定」

市町村合併に伴い、本計画「第1章 6. 区域の設定」(P4)のとおり障害保健福祉圏域を見直します。

施設及びサービスの整備目標

項目「第4 施設及びサービスの整備目標」

本計画の作成に伴い、本計画で定める各種サービス見込量等に見直します。

基本指針

厚生労働省告示第395号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第3項の規定により公表する。

平成18年6月26日

厚生労働大臣 川崎 二郎

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

障害保健福祉施策については、平成15年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が図られてきたところである。

しかしながら、居宅介護事業(ホームヘルプサービス等)等について未実施の市町村(特別区を含む。以下同じ。)がみられるほか、精神障害者に対するサービスは支援費制度の対象となっていなかったこともあって、その立ち後れが指摘されていた。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められている。さらに、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の地域生活を支えていくために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられるところである。

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)においては、こうした状況に対応して、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し障害福祉計画(法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び法第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。)の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われた。

この指針は、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして平成18年度から平成20年度までの障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法(昭和45年法律第84号)の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、

障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進める。

2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

いわゆる小規模作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、希望する障害者等に日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。)を保障する。

3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。)及びケアホーム(共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。)の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をいう。)から地域生活への移行を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会(以下「地域自立支援協議会」という。)を設ける等のネットワークの構築を図る。

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一に掲げる障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

(一) 障害者等の参加

障害福祉計画の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズを適切に把握するほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

(二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(三) 総合的な取組

障害者等の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、障害保健福祉の観点からのみならず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、公共職業安定所、養護学校等の行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化等を進める。

2 平成23年度の数値目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずはこれらの課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。

(一) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点(以下「現時点」という。)において、福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、現時点の施設入所者数の一割以上が地域生活へ移行することとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

(二) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者(以下「退院可能精神障害者」という。)が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値(平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数)を設定する。これとともに、医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の三第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)における基準病床数の見直しを進める。

(三) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設におけ

る就労支援を強化する観点から、平成23年度までに現時点の福祉施設の利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、三割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す。

これらの数値目標を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関等との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。

なお、将来的には、各都道府県が定める障害保健福祉圏域(以下「圏域」という。)ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の上欄に掲げる事項について、平成23年度の数値目標を設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者の再チャレンジを促すような支援や、養護学校卒業者に対する就職の支援等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

3 障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等を始め、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会(以下「作成委員会」という。)等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、法第88条第6項及び第89条第5項においては、障害者基本法第26条に基づく地方障害者施策推進協議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、同協議会を活用することも考えられる。

(二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画の作成に当たっては、労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

(三) 市町村と都道府県との間の連携

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、法の実施に関して一義的な責任を負っており、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障害福祉サービスを提供するための福祉施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

特に、今回の法の施行により、従来、都道府県において実施されてきた事務の多くが市町村に移管されることになり、その円滑な移管が重要な課題である。また、障害福祉サービスの場合、利用者数が少ないために市町村の範囲を超えた広域的な対応が求められる場合も想定される。こうした状況を踏まえ、地域の実情に即した障害福祉サービスが提供されるよう、市町村と都道府県との十分な連携が必要である。

4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の実情及びニーズを的確に把握することが必要である。

このため現行のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査を行うことが適当である。なお、ニーズ調査については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

5 事業者の新体系への移行希望の把握

法により従来の障害福祉サービス体系が新しいサービス体系に再編されることに伴い、都道府県が中心となって、従来の事業者に対して調査等を行い、新しいサービス体系への移行内容、移行時期等について把握することが必要である。この場合、市町村は、その実施に当たって協力することが適当である。

6 区域の設定

都道府県障害福祉計画(法第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。)においては、指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)又は指定相談支援(法第32条第1項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域(法第89条第2項第1号に規定する都道府県が定める区域をいう。以下同じ。)を定めるものとされており、各都道府県は、地域の実情に応じて、適切な範囲で当該区域を定めることが必要である。

7 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会(タウンミーティング)の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

8 他の計画との関係

障害福祉計画は、障害者計画(障害者基本法第9条第2項に規定する都道府県障害者計画及び同条第3項に規定する市町村障害者計画をいう。)、地域福祉計画(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画及び同法

第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。)、医療計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

また、市町村障害福祉計画(法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に規定する市町村の基本構想に即したものとする必要がある。

二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項とする。

1 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成20年度までの各年度及び平成23年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第三を参考としつつ、支援費制度の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、事業者の新体系への移行希望等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

(二) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

(一) 実施する事業の内容

(二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

(三) 各事業の見込量の確保のための方策

(四) その他実施に必要な事項

三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項とする。

1 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに平成20年度までの各年度及び平成23年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。

また、従来、障害福祉サービスが未実施であった市町村におけるサービスの確保や、立ち後れている精神障害者に対するサービスの充実に留意することが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

2 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

平成20年度までの各年度及び平成23年度における指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)の必要入所定員総数については、別表第三を参考としつつ、設定することが適当である。

3 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス、指定相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。)の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等の事業者は、指定障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進することが重要である。こうした取組を効果的に実施するためには、地域の実情に応じ、指定障害福祉サービス等の事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者等を含めた地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、取組を進めることが必要である。

(一) サービス提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

法の下では、サービス提供に係る専門職員として、新たにサービス管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとしており、これらの者に対する研修を実施することとしている。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者の養成等についても、新たに重度訪問介護従業者養成研修等を実施することとしている。

都道府県は、それぞれの研修を計画的に実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第

78条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

(三) 障害者等に対する虐待の防止

指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努めることが必要である。

都道府県や市町村においては、例えば地域自立支援協議会等の場の活用等により、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要である。

4 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

四 その他

1 障害福祉計画の作成の時期

障害福祉計画は、平成18年度から平成20年度までの三年間及び平成23年度における指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定めるものであることから、遅くとも、平成18年度中に作成することが必要である。

2 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

障害福祉計画は、三年を一期として作成することとする。このため、第二期障害福祉計画については、第一期障害福祉計画に係る必要な見直しを平成20年度末までに行った上で、平成21年度から平成23年度までを期間として作成することとする。

3 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

4 障害福祉計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととする。また、市町村障害福祉計画を定めた際には、遅滞なく、公表するとともに、これを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

別表第一 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定

事 項	内 容
一 就労移行支援事業の利用者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の目標が達成できるよう、平成23年度までに現在の福祉施設の利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。
二 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成23年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。
三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。
四 障害者試行雇用事業の開始者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成23年度において、障害者試行雇用事業(障害者雇用の経験の無い事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深め、障害者雇用に取り組むきっかけ作りを行う事業をいう。以下同じ。)について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、その開始者の数値目標を設定する。
五 職場適応援助者による支援の対象者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行する者の職場適応を容易にするため、平成23年度において、職場適応援助者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第20条第3号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。)による支援について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。 また、平成23年度末までに障害者雇用納付金制度に基づく職場適応援助者助成金の対象となる職場適応援助者が全国で800人養成されることを目指して、都道府県の労働担当部局においても、障害保健福祉担当部局とも連携し、その計画的な養成を図ることとする。
六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を図るため、平成23年度において、福祉施設から一般就労に移行するすべての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律第34条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)による支援を受けることができるようにすることを目指す。これらを含め、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、すべての圏域に一か所ずつ設置することを目指す。

別表第二

事 項	内 容
一 市町村障害福祉計画の基本的理念等	市町村障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等

二 平成23年度の数値目標の設定	障害者について、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成23年度における数値目標を設定すること。
三 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 別表第三を参考として、平成20年度までの各年度及び平成23年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。
四 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項	市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 実施する事業の内容 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み 各事業の見込量の確保のための方策 その他実施に必要な事項
五 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期	市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。
六 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第三

一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	支援費制度等に基づくホームヘルプサービスの利用者数を基礎として、支援費制度導入以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者の見込数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。
--------------------------------------	--

二 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、児童デイサービス、短期入所

日中活動系サービス全体の見込量	次の及びを合算した数とする。 支援費制度等に基づいて障害者等の支援を行う施設(以下「法定施設」という。)のサービス利用者及びいわゆる小規模作業所の利用者の合計数を基礎として、近年の利用者数の伸び、養護学校卒業生数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センター及び法定外施設(法定施設以外の施設をいう。)の利用者見込数を控除した数 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数
生活介護	現時点の法定施設の利用者のうち障害程度区分が区分3以上(入所の場合は、区分4以上)又は50歳以上の区分2以上(入所の場合は、区分3以上)に該当する者の見込数を基礎として、現時点の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数に、いわゆる小規模作業所の利用者等のうち新たに生活介護事業の対象者と見込まれる者の数を加えた数を勘案して、量の見込みを定める。

自立訓練(機能訓練)	現時点の身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを定める。
自立訓練(生活訓練)	次の から を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。 施設入所者の地域生活への移行の数値目標を達成できるよう、現在の知的障害者等の施設入所者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のもののうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数 地域において親等と暮らす者であって自立生活を希望するもののうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数(精神病院が病床を転換すること等により、自立訓練(生活訓練)事業又は就労移行支援事業として、退院可能精神障害者に対して、居住に係る支援を提供する場合の対象者を含む。)
就労移行支援	次の から を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。 福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標が達成できるよう、現時点の福祉施設の利用者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のもののうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数 養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数(精神病院が病床を転換すること等により、自立訓練(生活訓練)事業又は就労移行支援事業として、退院可能精神障害者に対して、居住に係る支援を提供する場合の対象者を含む。)
就労継続支援(A型)	日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援事業以外の介護給付等の対象者と見込まれる者の数を控除した数のうち、就労継続支援(A型)事業の対象として適切と見込まれる数を勘案して、量の見込みを定める。 設定に当たっては、平成23年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の三割以上とすることが望ましい。
就労継続支援(B型)	就労継続支援事業の対象者と見込まれる数から就労継続支援(A型)事業の見込数を控除した数を勘案して、量の見込みを定める。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。)について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
療養介護	現時点の重症心身障害児施設(委託病床を含む。)、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定める。
児童デイサービス	現時点の児童デイサービス事業の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児を対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、量の見込みを定める。

短期入所	現時点の短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害者等のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。
------	---

三 共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援

共同生活援助 共同生活介護	福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現時点の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを定める。
------------------	---

施設入所支援	現時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、量の見込みを定める。 なお、当該見込数は、平成23年度末において、現時点の施設入所者数の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。
--------	---

四 相談支援

相談支援	障害福祉サービス(施設入所支援、自立訓練、共同生活援助、共同生活介護及び重度障害者等包括支援を除く。以下この項において同じ。)の利用が見込まれる者のうち、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、量の見込みを定める。
------	--

別表第四

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画の基本的理念等	都道府県障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等
二 平成23年度の数値目標の設定	<p>障害者について、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成23年度における数値目標を設定すること。</p> <p>特に、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関等と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する数値目標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <p>公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 障害者試行雇用事業の開始者数 職場適応援助者による支援の対象者 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等</p>
三 区域の設定	指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。

<p>四 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>市町村障害福祉計画を基礎として、平成20年度までの各年度及び平成23年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>五 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数</p>	<p>平成20年度までの各年度及び平成23年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めること。</p>
<p>六 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置</p>	<p>指定障害福祉サービス等に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。</p>
<p>七 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項</p>	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>実施する事業の内容</p> <p>各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>その他実施に必要な事項</p>
<p>八 都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>九 都道府県障害福祉計画の達成状況の点検及び評価</p>	<p>各年度における都道府県障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>

計画作成の経緯

平成17年11月7日	障害者自立支援法公布
平成18年1月13日	市町担当者等説明会開催
3月8日	市町担当者等説明会開催
3月10日	栃木県施策推進協議会開催
4月24日	市町担当者等説明会開催(4/28も開催)
5月	県内の施設等に対し新体系移行希望アンケート調査を実施
5月17日	市町担当者等説明会開催(5/19,5/22も開催)
6月	市町が設定するサービス見込量の仮集計実施
6月26日	基本指針(厚生労働省告示)
7月3日	栃木県施策推進協議会開催
7月5日	市町担当者等説明会開催
7月13日	地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について (厚労省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長通知)
7月18日	栃木県障害福祉計画【骨子】決定
8月7～10日	市町と個別に意見交換を実施
9月	県内の施設等から移行計画書を受付
9月	市町が設定するサービス見込量の集計実施
9月29日	基本指針に掲げる就労関係数値目標について (厚労省職業安定局長、職業能力開発局長、社会・援護局長連名通知)
12月	就労関係数値目標に関し栃木労働局と協議
12月22日	栃木県施策推進協議会開催



栃木県障害福祉計画（第一期計画）
とちぎ障害者プラン 2 1 《実施計画》

平成19年 月

〔編集・発行〕栃木県保健福祉部

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20

障害福祉課 TEL 028-623-3490

FAX 028-623-3052

健康増進課 TEL 028-623-3093

FAX 028-623-3920